

第3期大和町 子ども・子育て支援 事業計画



令和7年3月
大和町

ご挨拶

子ども・子育て支援事業計画は、平成27年4月に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的として策定し、より充実した子ども・子育て支援事業を推進して参りました。

第2期大和町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）中は、新型コロナウイルス感染症の流行により、生活や経済活動に大きな影響が生じ、中止や縮小を余儀なくされる事業もある中、子ども・子育て支援事業においては事業手法の見直しを行い、支援拡充・継続に取り組んで参りました。

特に大きな取り組みとしては、令和4年4月から保育所や私立幼稚園が認定こども園に移行したことにより、保育の受け皿を増やすことができた結果、待機児童が解消されました。また、令和3年4月から実施しております病後児保育事業などにより、仕事と子育てを両立する環境整備を図りました。このほか、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進して参りました。

しかしながら、子どもや子育て家庭に対する支援の必要性は依然として高く、さらに働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てをしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が今後は重要になるものと考えております。

新たな計画を推進するにあたっては、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本町の子どもとその親が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に続けて参りますので、引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

最後に、第3期の事業計画策定に携わっていただいた大和町子ども・子育て会議の委員の皆様、アンケート調査にご協力いただいた町民の皆様、その他関係者の皆様に心から感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

令和7年3月吉日

大和町長 浅野 俊彦



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画策定の趣旨	1
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 計画の期間	2
第5節 計画の策定体制	3
第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く現状	4
第1節 統計データにおける本町の現状	4
第2節 アンケート調査結果からみる現状	11
第3節 教育・保育サービス等の実施状況	22
第4節 次世代育成支援関連施策の実施状況	29
第5節 子ども・子育てを取り巻く課題	32
第3章 計画の基本的な考え方	33
第1節 基本理念	33
第2節 基本目標	34
第3節 計画の体系	36
第4章 施策の展開	37
基本目標1 母性並びに乳児及び幼児などの健康の確保及び増進	37
基本目標2 地域における子育ての支援	40
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する環境整備の推進	42
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	43
基本目標5 就業と家庭生活との両立の推進	44
基本目標6 子どもに対する安全の確保	45
基本目標7 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	46
第5章 子ども・子育て支援事業計画	48
第1節 子ども・子育て支援事業の概要	48
第2節 子どもの推計人口	49
第3節 教育・保育提供区域	50
第4節 教育・保育施設の充実	51
第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	52
第6節 地域子ども・子育て支援事業の充実	53
第6章 計画の推進に向けて	65
第1節 計画の推進体制	65
第2節 計画の進捗管理・評価	65

資料編	66
1 策定経過	66
2 大和町子ども・子育て会議条例	67
3 大和町子ども・子育て会議委員名簿	69
4 用語解説	70

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

我が国の総人口は、平成20年（2008）の1億2,808万人をピークとして減少の局面に入り、令和5年（2023）においては、15歳未満の人口は1,417万人と過去最低、75歳以上人口は2,000万人を超えて過去最高となり、少子高齢化が進んでいる現状です。

国においては、平成24年（2012）8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年（2015）4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

また、国においては令和4年（2022）6月にこども家庭庁の設立や児童福祉法の改正、令和6年（2024）に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の成立などが行われ、子どもや子育て当事者への支援の強化が進められています。

第2節 計画策定の趣旨

近年では、子育て世帯の貧困や孤立化、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化など様々な問題が表面化してきています。

このような中、令和4年度（2022）に策定された大和町第五次総合計画では、まちの将来像「七ツ森の輝く緑 元気な暮らしが広がる 大和町～しあわせめぐるまち たいわ～」の実現に向けて、福祉分野の基本方針として「一人ひとりが健やかに育ち暮らせるまちづくり」が定められています。

また、大和町（以下、「本町」という。）では、令和2年（2020）3月に『第2期大和町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、教育・保育について必要な量を定めるとともに、子育て支援に関する様々な施策を総合的に進めてきました。

今回、現行計画が令和6年度（2024）末で終了することから、引き続き計画的に施策を推進するため『第3期大和町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

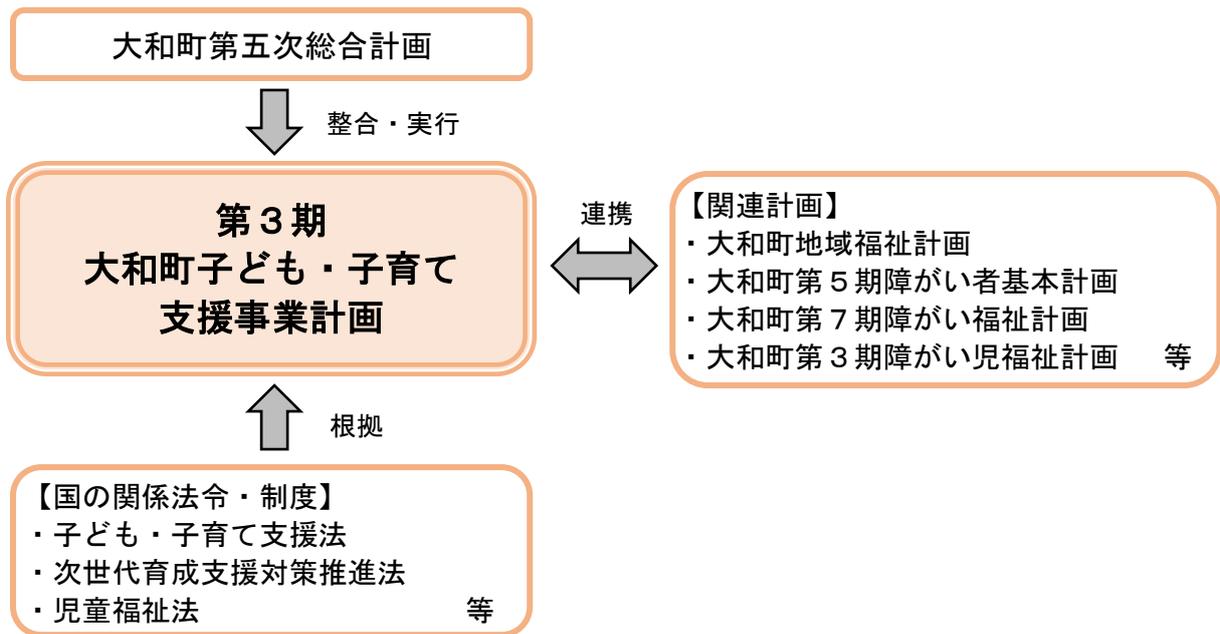
第3節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格も併せ持ちます。

なお、計画策定にあたっては、「大和町第五次総合計画」(令和4年度(2022)～令和13年度(2031))や「大和町地域福祉計画」、「大和町第5期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。

■他の関連計画との整合性

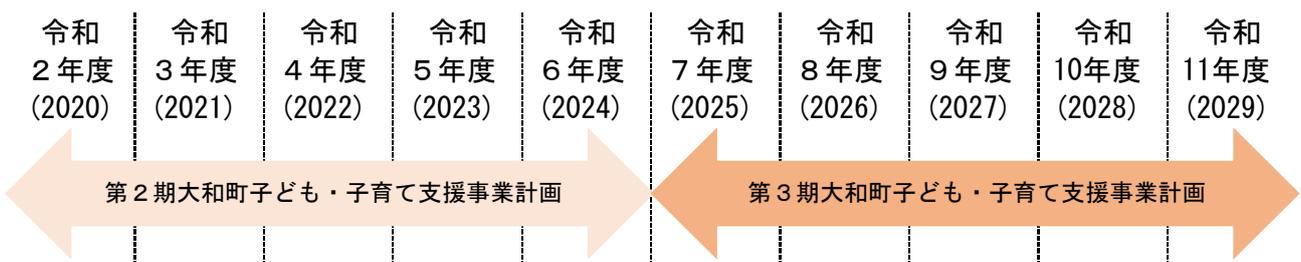


第4節 計画の期間

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画について、同法の施行の日から5年を1期として作成することが定められています。

第2期計画期間が令和2年度(2020)から令和6年度(2024)であったことから、第3期計画は令和7年度(2025)から令和11年度(2029)までの5年間とします。なお、実施状況は毎年度評価・検証を行い、計画値と実績に大きな乖離がみられたときは、必要に応じて見直しを行うものとします。

■計画の期間



第5節 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画策定にあたって、未就学児童のいる世帯、小学生のいる世帯を対象にアンケート調査を行い、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

- 調査対象：本町在住の未就学児・小学生の保護者
- 調査期間：令和6年（2024）4月15日～令和6年（2024）5月10日
- 調査方法：

種別		調査方法
未就学児	未就園児	郵送による配付・回収
	幼稚園、保育所、 認定こども園等の就園児	施設を通じた配付・回収
小学生		学校を通じた配付・回収

- 配付・回収：

種別	配付数	回収数	回収率
未就学児	863 票	596 票	69.1%
小学生	1,137 票	819 票	72.0%

※未就学児は無回答が1票あり、無効として扱う。

(2) 大和町子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「大和町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しています。

第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く現状

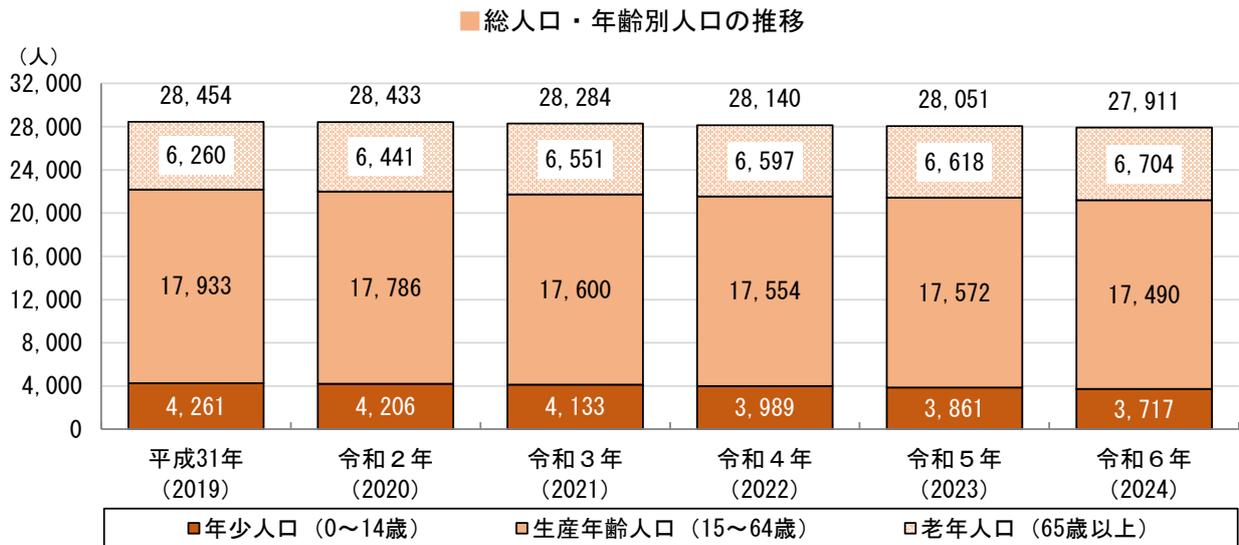
第1節 統計データにおける本町の現状

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

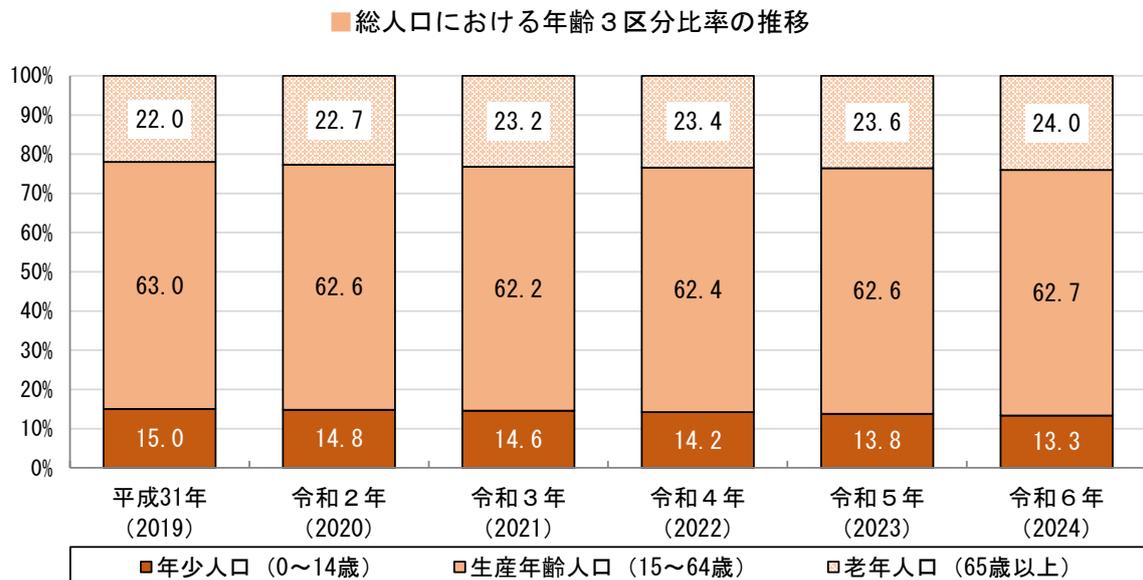
本町の令和6年(2024)4月1日における総人口は27,911人となっています。総人口はゆるやかな減少傾向が続いており、平成31年(2019)から令和6年(2024)の5年間で543人(1.9%)減少しています。

また、年齢3区分別の推移をみると、年少人口が544人、生産年齢人口が443人とそれぞれ減少しており、老年人口は444人増加しています。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

総人口における年齢3区分比率の推移をみると、年少人口は下降、老年人口は上昇が続いています。なお、生産年齢人口は令和3年(2021)までは下降傾向が続き、その後上昇に転じて、令和6年(2024)には62.7%となっています。

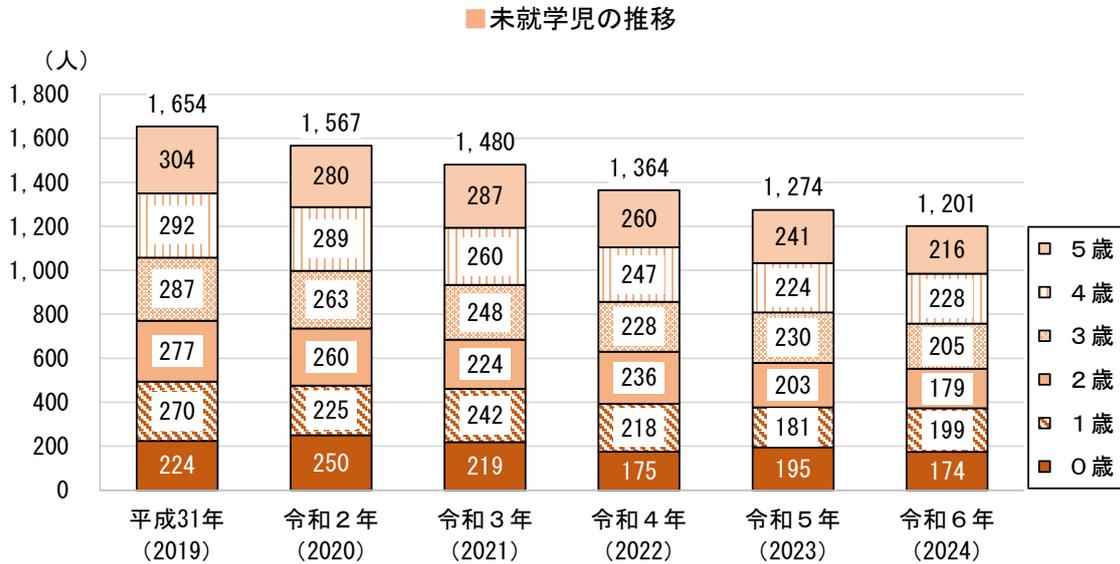


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②子どもの人口の推移

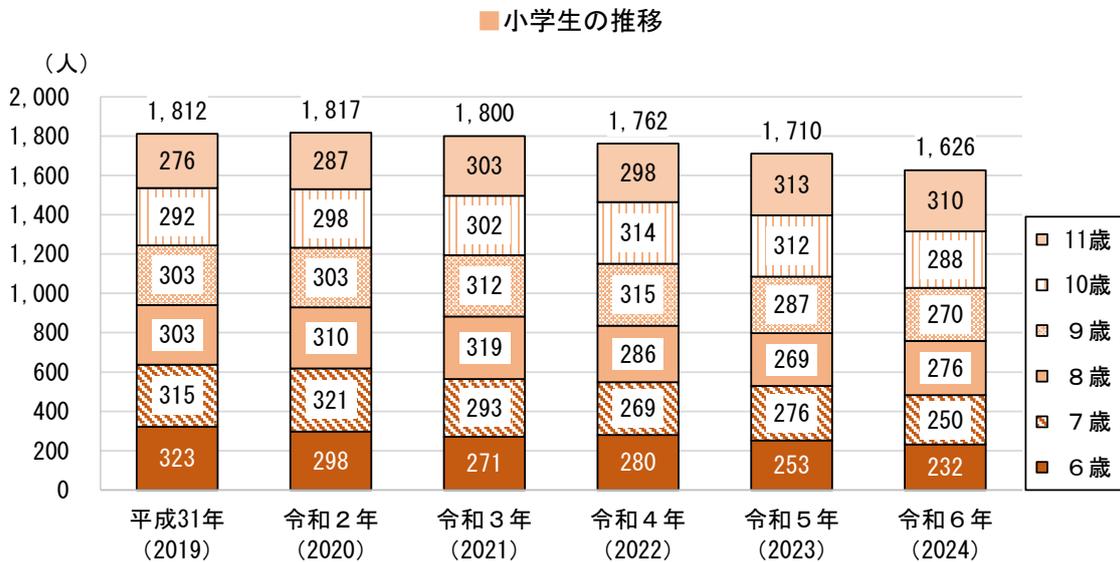
本町の0歳から5歳の未就学児の人口は減少傾向が続いており、平成31年（2019）から令和6年（2024）の5年間で453人（27.4%）減少しています。

また、年齢区分別でみると、0歳児は増減を繰り返して推移しており、令和6年（2024）には174人となっています。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

本町の6歳から11歳の小学生の人口は、令和3年（2021）以降ゆるやかな減少傾向が続いており、平成31年（2019）から令和6年（2024）の5年間で186人（10.3%）減少しています。



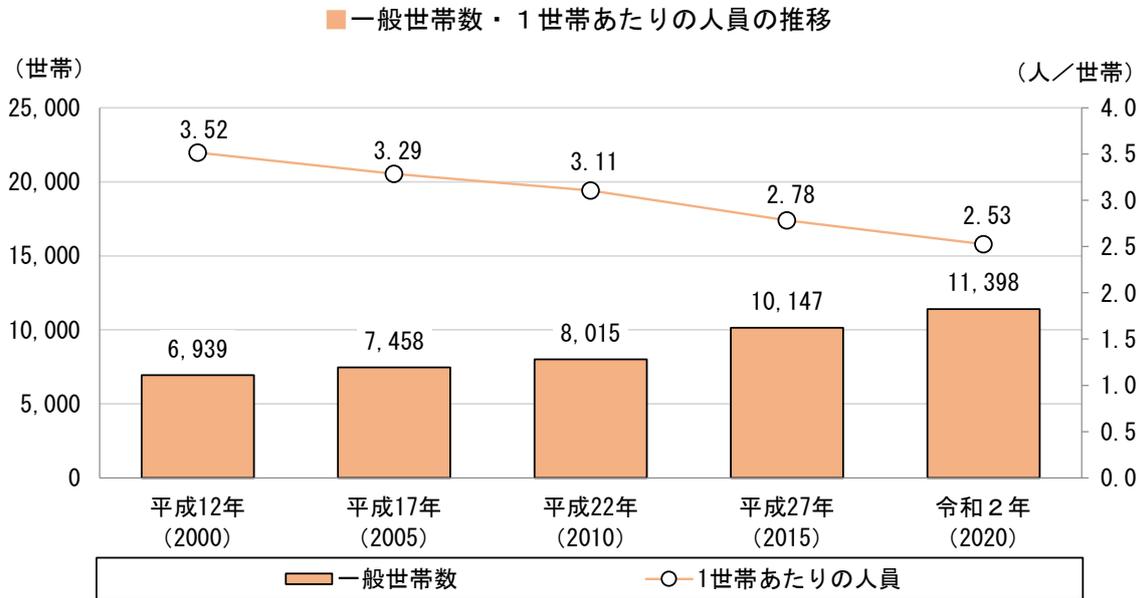
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯

①世帯数の推移

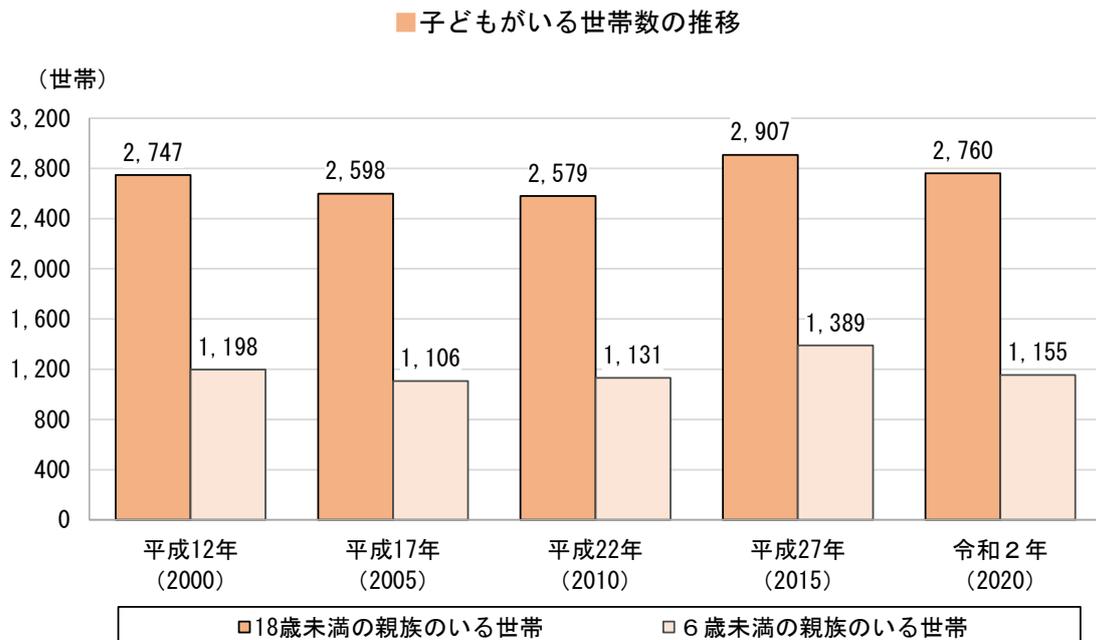
本町の世帯数は増加傾向が続いており、平成12年(2000)から令和2年(2020)の20年間で4,459世帯(64.3%)増加しています。

一方で、1世帯あたりの人員は年々減少が続いており、令和2年(2020)には2.53(人/世帯)となっています。



出典：国勢調査

平成12年(2000)以降の子どもがいる世帯数は、18歳未満の親族のいる世帯、6歳未満の親族のいる世帯ともに増減を繰り返して推移しており、平成27年(2015)にピークを迎え、令和2年(2020)にはそれぞれ2,760世帯、1,155世帯となっています。

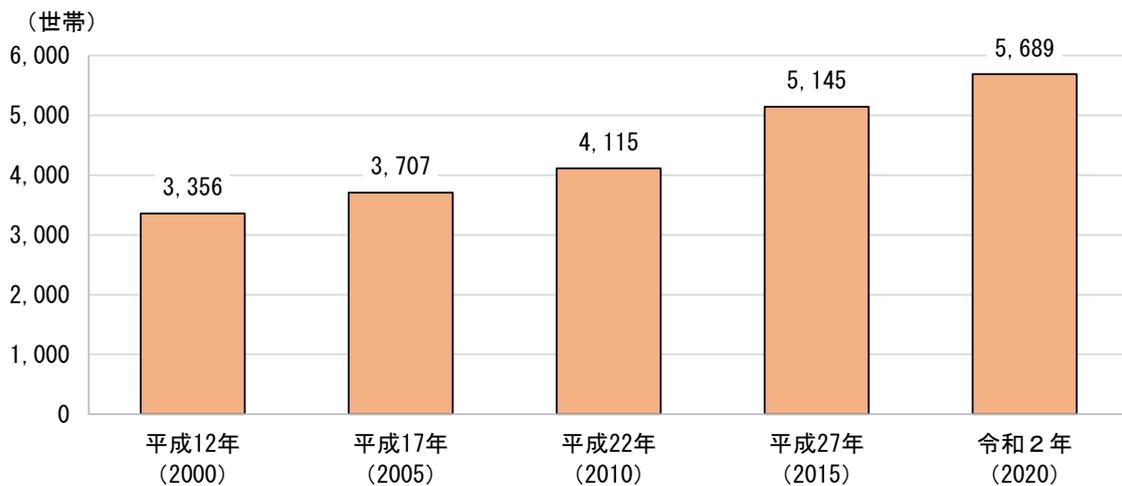


出典：国勢調査

②世帯構造

本町の核家族世帯数は、平成12年（2000）以降増加傾向が続いており、平成12年（2000）から令和2年（2020）の20年間で2,333世帯（69.5%）増加しています。

核家族世帯数の推移

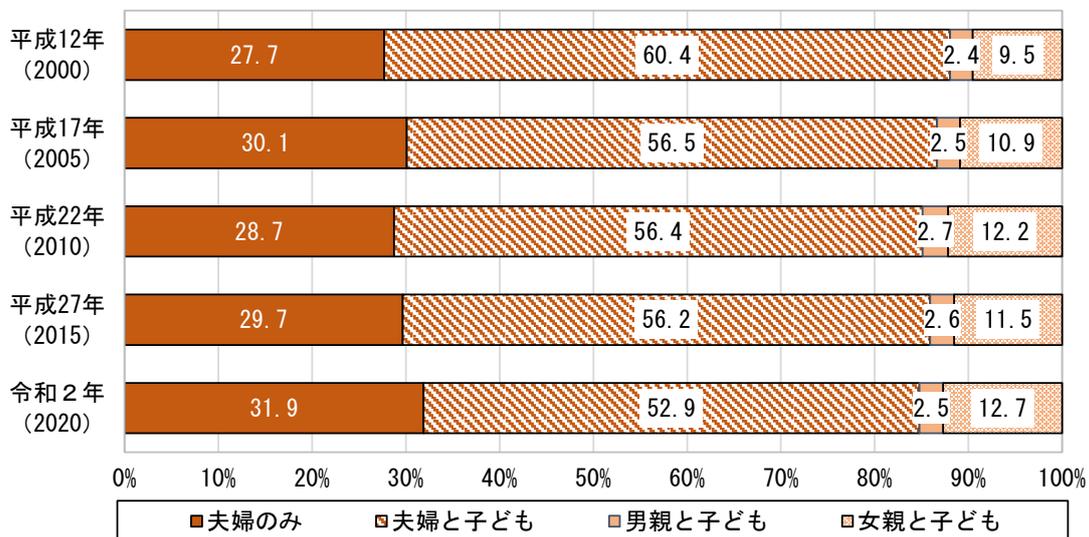


出典：国勢調査

核家族世帯を「夫婦のみ」「夫婦と子ども」「男親と子ども」「女親と子ども」の4区分で見ると、「夫婦と子ども」の割合は年々低くなっていますが、各年とも50%以上となっています。

「男親と子ども」の割合は大きな変化がみられませんが、「女親と子ども」は平成17年（2005）以降10%を超えており、令和2年（2020）には12.7%となっています。

核家族世帯の構成比の推移



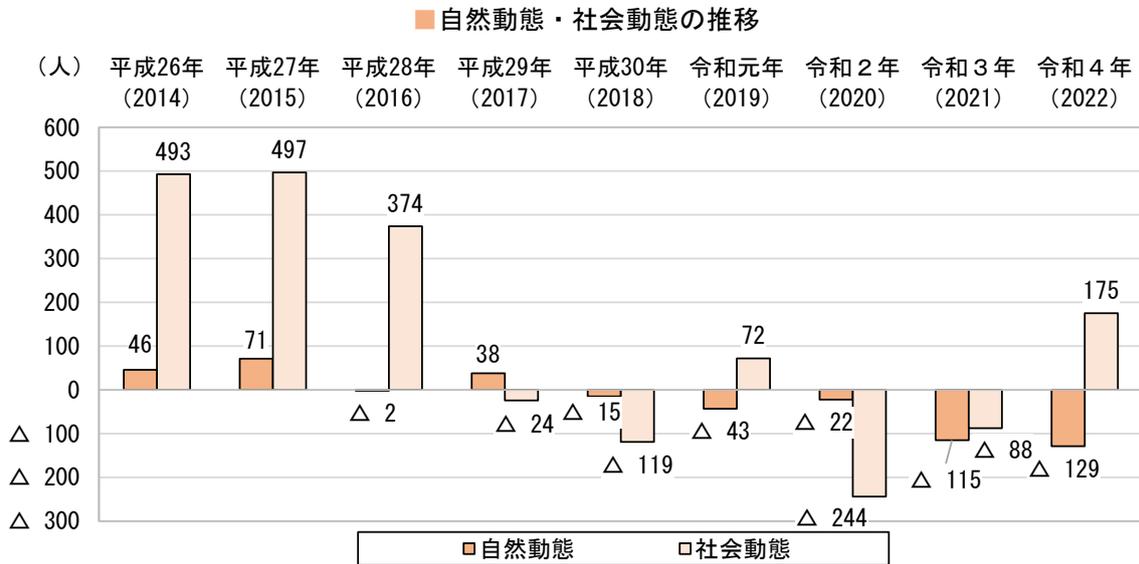
出典：国勢調査

(3) 人口動態

①自然動態・社会動態

自然動態（出生－死亡）は、平成30年（2018）以降減少が続いており、令和4年（2022）には129人の減少となっています。

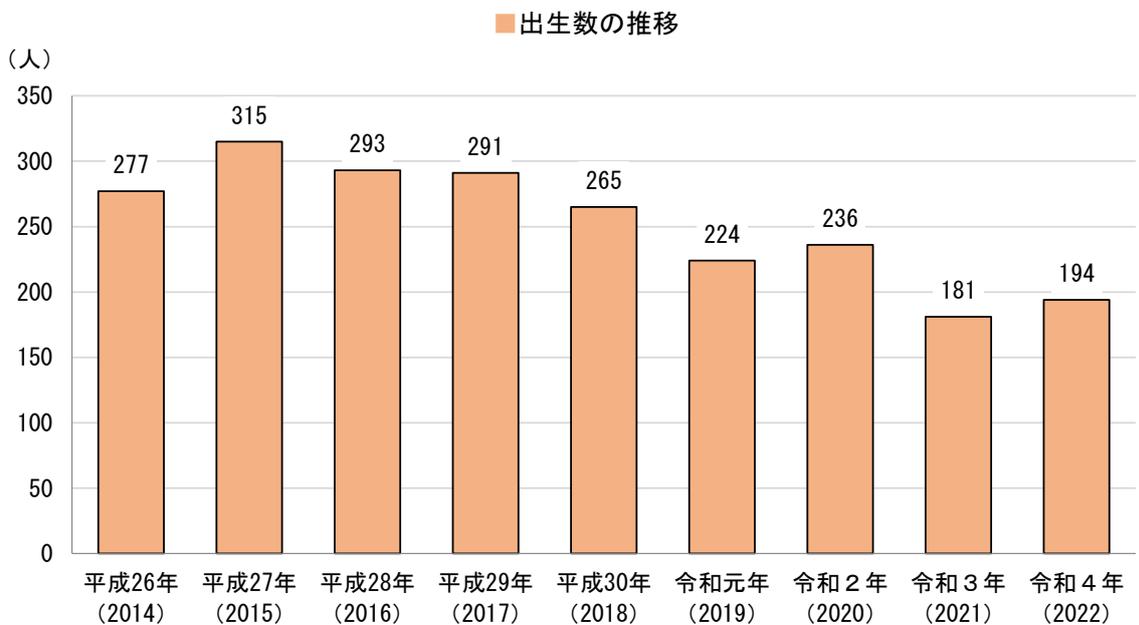
社会動態（転入－転出）は、増減を繰り返して推移しており、令和4年（2022）には、175人の増加となっています。



出典：人口動態統計（各年12月31日現在）

②出生の状況

出生数は、平成26年（2014）以降増減を繰り返して推移しており、令和3年（2021）に200人を下回り、令和4年（2022）には194人となっています。



出典：人口動態統計（各年12月31日現在）

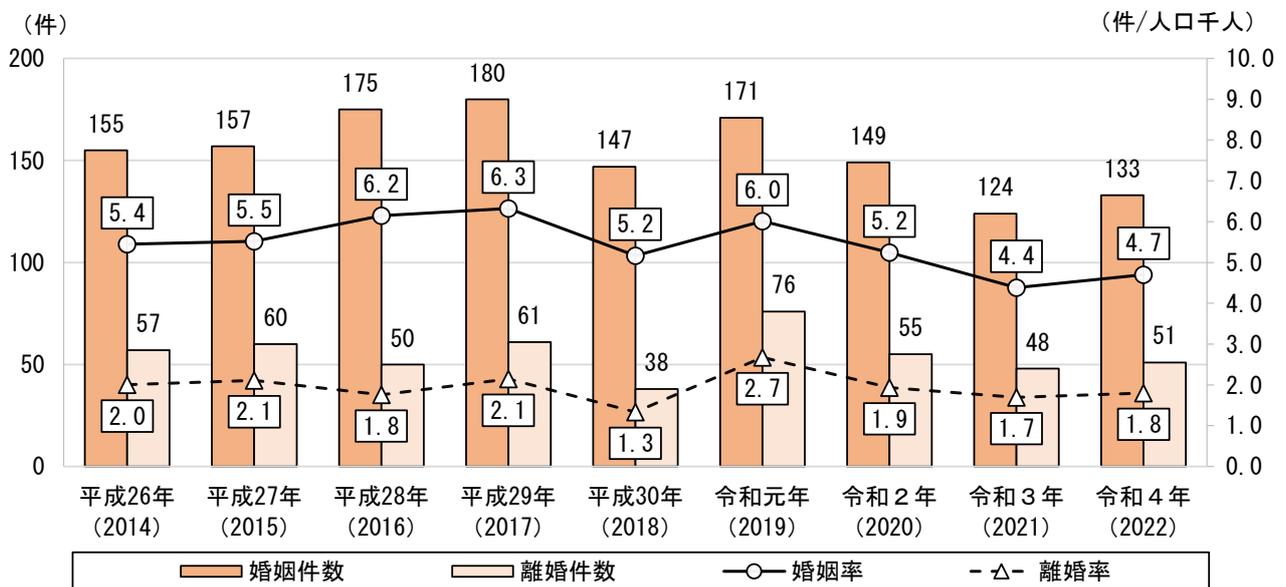
③婚姻・離婚の推移

平成26年(2014)以降の婚姻件数は、平成29年(2017)まで増加傾向が続いていましたが、平成30年(2018)以降増減を繰り返して推移しており、令和4年(2022)には133件となっています。なお、婚姻率は令和3年(2021)以降に5.0(件/人口千人)を下回り、令和4年(2022)には4.7(件/人口千人)となっています。

また、平成26年(2014)以降の離婚件数は、平成29年(2017)まで50~60件で推移しており、平成30年(2018)には38件まで減少したものの、令和4年(2022)には51件となっています。なお、離婚率は上昇と低下を繰り返しており、令和4年(2022)には1.8(件/人口千人)となっています。

両項目を比較すると、平成28年(2016)に最大で125件の差がみられましたが、令和4年(2022)には82件となり、両項目の差は縮小しつつあります。

■婚姻件数・離婚件数及び婚姻・離婚率の推移

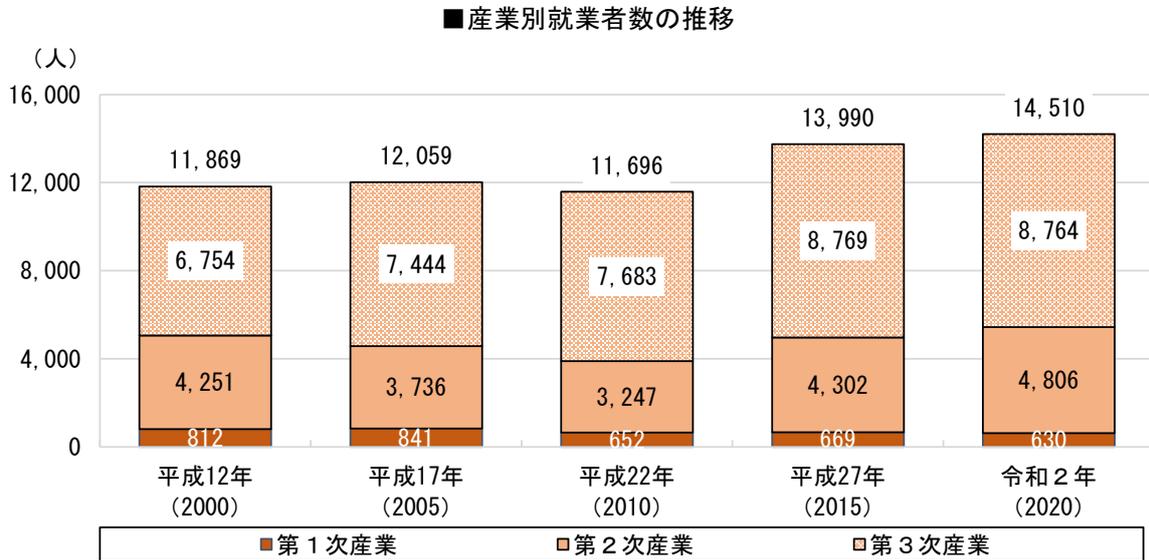


出典：人口動態統計（各年12月31日現在）

(4) 就業状況

①産業別就業状況

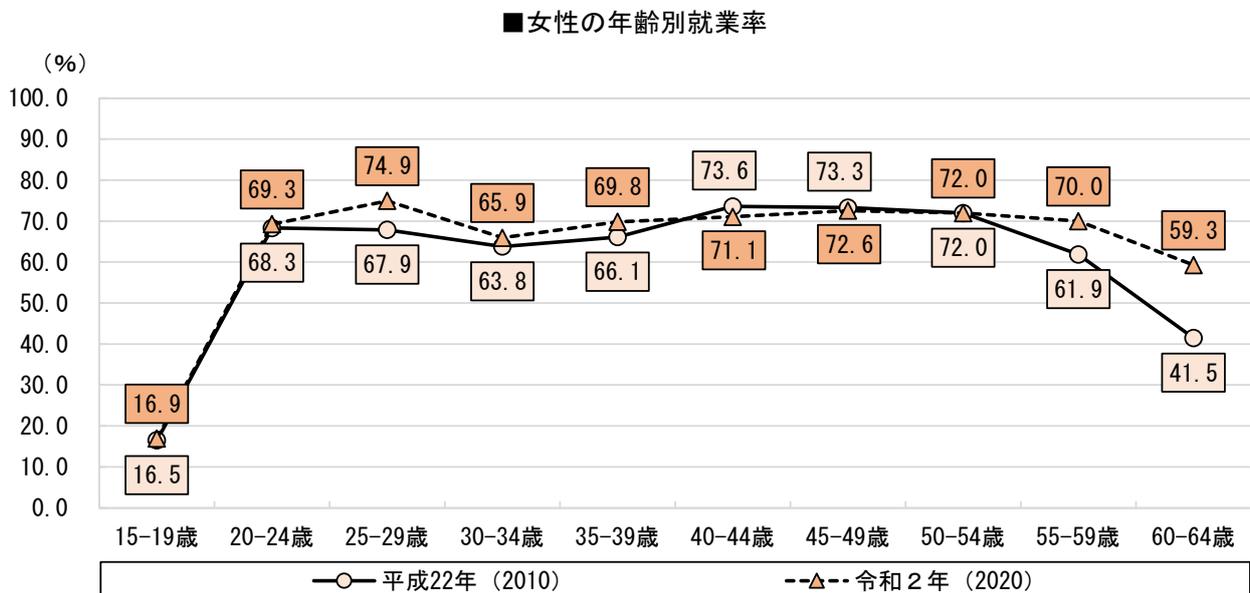
平成12年(2000)以降の産業別就業者数は、第3次産業の増加傾向が続いており、令和2年(2020)には8,764人となっています。なお、平成12年(2000)以降の第1次産業就業者の割合は1割を下回っています。



出典：国勢調査

②女性の就業状況

女性の就業状況について、結婚・出産期にあたる25-29歳の就業率は、平成22年(2010)の67.9%から令和2年(2020)には74.9%へと7.0ポイント増加しています。



出典：国勢調査

第2節 アンケート調査結果からみる現状

(1) 家庭の子育て環境について

① スマホやタブレットの使用について

■小学生

- ・子どもがスマホやタブレットの使用を始めた年齢について、「小学1年生」から「小学3年生」までの低学年では「2歳ころから」と「3歳ころから」、「小学4年生」以上の高学年では「6歳以降」の割合が最も高くなっており、低学年の方がスマホやタブレットの使用が早い傾向がみられます。

		合計	問28 子どもにスマホやタブレットの使用を始めた年齢						無回答
			0~1歳ころから	2歳ころから	3歳ころから	4歳ころから	5歳ころから	6歳以降	
全体		819 100.0	52 6.3	139 17.0	168 20.5	107 13.1	132 16.1	207 25.3	14 1.7
子どもの学年	小学1年生	87 100.0	8 9.2	27 31.0	27 31.0	9 10.3	9 10.3	5 5.7	2 2.3
	小学2年生	85 100.0	10 11.8	18 21.2	22 25.9	12 14.1	12 14.1	10 11.8	1 1.2
	小学3年生	123 100.0	6 4.9	21 17.1	27 22.0	24 19.5	21 17.1	23 18.7	1 0.8
	小学4年生	150 100.0	6 4.0	24 16.0	31 20.7	23 15.3	29 19.3	34 22.7	3 2.0
	小学5年生	163 100.0	8 4.9	24 14.7	28 17.2	13 8.0	27 16.6	58 35.6	5 3.1
	小学6年生	188 100.0	12 6.4	18 9.6	30 16.0	24 12.8	32 17.0	71 37.8	1 0.5

② 放課後に過ごさせたい場所について

■小学生

- ・1~3年生の放課後に過ごさせたい場所について、配偶者の有無に関わらず「自宅」の割合が最も高くなっていますが、「配偶者はいない」では「放課後児童クラブ」も高い割合となっています。(複数回答)

		合計	問8 1~3年生							無回答	
			自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	児童館	放課後子ども教室	放課後児童クラブ(学童保育)	ファミリー・サポート・センター		その他(公民館、公園など)
全体		819 100.0	208 25.4	35 4.3	108 13.2	71 8.7	51 6.2	192 23.4	7 0.9	58 7.1	407 49.7
配偶関係	配偶者がいる	711 100.0	181 25.5	31 4.4	97 13.6	60 8.4	43 6.0	166 23.3	4 0.6	50 7.0	354 49.8
	配偶者はいない	80 100.0	21 26.3	3 3.8	9 11.3	10 12.5	7 8.8	21 26.3	3 3.8	6 7.5	36 45.0

- ・4~6年生の放課後に過ごさせたい場所について、配偶者の有無に関わらず「自宅」の割合が最も高くなっています。(複数回答)

		合計	問8 4~6年生							無回答	
			自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	児童館	放課後子ども教室	放課後児童クラブ(学童保育)	ファミリー・サポート・センター		その他(公民館、公園など)
全体		819 100.0	471 57.5	80 9.8	234 28.6	77 9.4	78 9.5	121 14.8	5 0.6	158 19.3	193 23.6
配偶関係	配偶者がいる	711 100.0	411 57.8	68 9.6	208 29.3	70 9.8	68 9.6	103 14.5	4 0.6	142 20.0	160 22.5
	配偶者はいない	80 100.0	45 56.3	10 12.5	19 23.8	7 8.8	8 10.0	14 17.5	0 0.0	13 16.3	23 28.8

③子育ての状況について

■未就学児

- ・子育てに協力してくれる人の有無を子育てへの感じ方別でみると、「とても不安や負担を感じている」では「気軽に頼める人がいない」、その他の区分では「別居している父母（子どもの祖父母）・親戚などが協力してくれる」の割合が最も高くなっています（「分からない」を除く）。また、子育てを「楽しいと感じるときの方が多い」と「楽しいと感じるときとつらいと感じるときが同じくらい」では「同居している父母（子どもの祖父母）・親戚などが協力してくれる」の割合が比較的高くなっています。（複数回答）

	合計	問19 子育てに協力してくれる人の有無					無回答	
		同居している父母 (子どもの祖父母) ・親戚などが 協力してくれる	別居している父母 (子どもの祖父母) ・親戚などが 協力してくれる	知人・友人などが 協力してくれる	気軽に頼める人が いない	その他		
全体	596 100.0	81 13.6	363 60.9	58 9.7	123 20.6	6 1.0	8 1.3	
子育てについて	楽しいと感じるときの方が 多い	349 100.0	51 14.6	224 64.2	39 11.2	59 16.9	4 1.1	0 0.0
	楽しいと感じるときとつらい と感じるときが同じくらい	202 100.0	28 13.9	120 59.4	18 8.9	49 24.3	2 1.0	0 0.0
	つらいと感じるときの方が 多い	17 100.0	1 5.9	10 58.8	0 0.0	6 35.3	0 0.0	0 0.0
	とても不安や負担を感じて いる	10 100.0	0 0.0	3 30.0	1 10.0	6 60.0	0 0.0	0 0.0
	その他	4 100.0	0 0.0	3 75.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0
	分からない	3 100.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0

■小学生

- ・子育てに協力してくれる人の有無を子育てへの感じ方別でみると、「楽しいと感じるときの方が多い」と「楽しいと感じるときとつらいと感じるときが同じくらい」では「別居している祖父母・親戚などが協力してくれる」、「つらいと感じるときの方が多い」と「とても不安や負担を感じている」では「気軽に頼める人がいない」の割合が最も高く、子育てに協力してくれる人がいる人ほど子育てに楽しさを感じる傾向がみられます。（複数回答）

	合計	問14 子育てに協力してくれる人の有無					無回答	
		同居している祖父 母・親戚などが協 力してくれる	別居している祖父 母・親戚などが協 力してくれる	知人・友人などが 協力してくれる	気軽に頼める人が いない	その他		
全体	819 100.0	103 12.6	417 50.9	90 11.0	205 25.0	19 2.3	15 1.8	
子育てについて	楽しいと感じるときの方が 多い	453 100.0	62 13.7	247 54.5	61 13.5	87 19.2	11 2.4	2 0.4
	楽しいと感じるときとつらい と感じるときが同じくらい	268 100.0	28 10.4	142 53.0	23 8.6	77 28.7	7 2.6	1 0.4
	つらいと感じるときの方が 多い	21 100.0	0 0.0	7 33.3	2 9.5	13 61.9	0 0.0	0 0.0
	とても不安や負担を感じて いる	27 100.0	4 14.8	5 18.5	1 3.7	17 63.0	0 0.0	0 0.0
	その他	16 100.0	4 25.0	8 50.0	1 6.3	3 18.8	1 6.3	0 0.0
	分からない	19 100.0	4 21.1	7 36.8	2 10.5	7 36.8	0 0.0	0 0.0

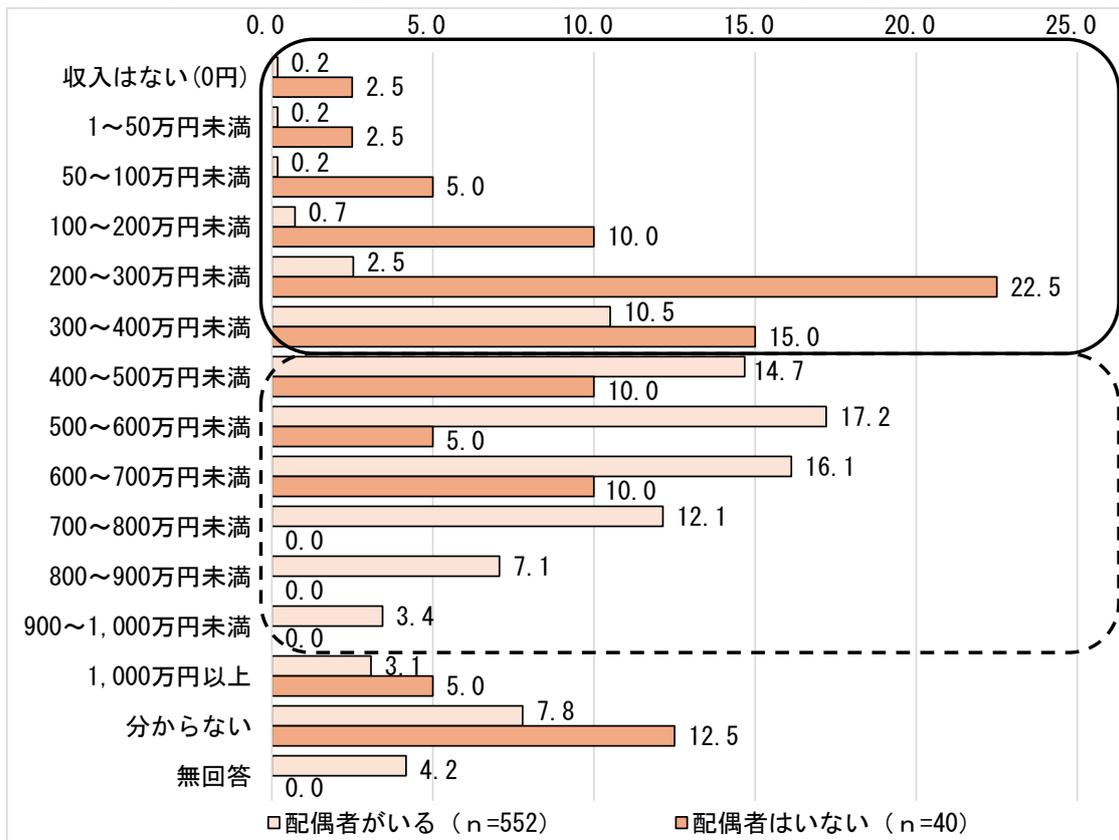
④家庭の暮らしの状況について

■未就学児

・家庭の暮らしの状況を配偶関係別でみると、「配偶者はいない」では「やや苦しい」と「大変苦しい」の割合が比較的高くなっています。

		問20 家庭の暮らしの状況						
合計		ゆとりがある	ややゆとりがある	普通	やや苦しい	大変苦しい	無回答	
全体	596	17	23	368	130	51	7	
	100.0	2.9	3.9	61.7	21.8	8.6	1.2	
配偶関係	配偶者がいる	16	23	348	117	42	6	
	100.0	2.9	4.2	63.0	21.2	7.6	1.1	
	配偶者はいない	1	0	18	12	9	0	
	100.0	2.5	0.0	45.0	30.0	22.5	0.0	

・世帯の年間収入について、「300～400万円未満」以下では配偶者はいない世帯、「400～500万円未満」以上（1,000万円以上を除く）では配偶者がいる世帯の割合が高くなっています。



・18歳未満の子どもの人数を家庭の暮らしの状況別でみると、「ゆとりがある」と「ややゆとりがある」では「1人」と「2人」、「大変苦しい」と「やや苦しい」では「2人」と「3人」の割合が最も高く、子どもの人数が増えるにつれて暮らしが苦しくなる傾向がみられます。

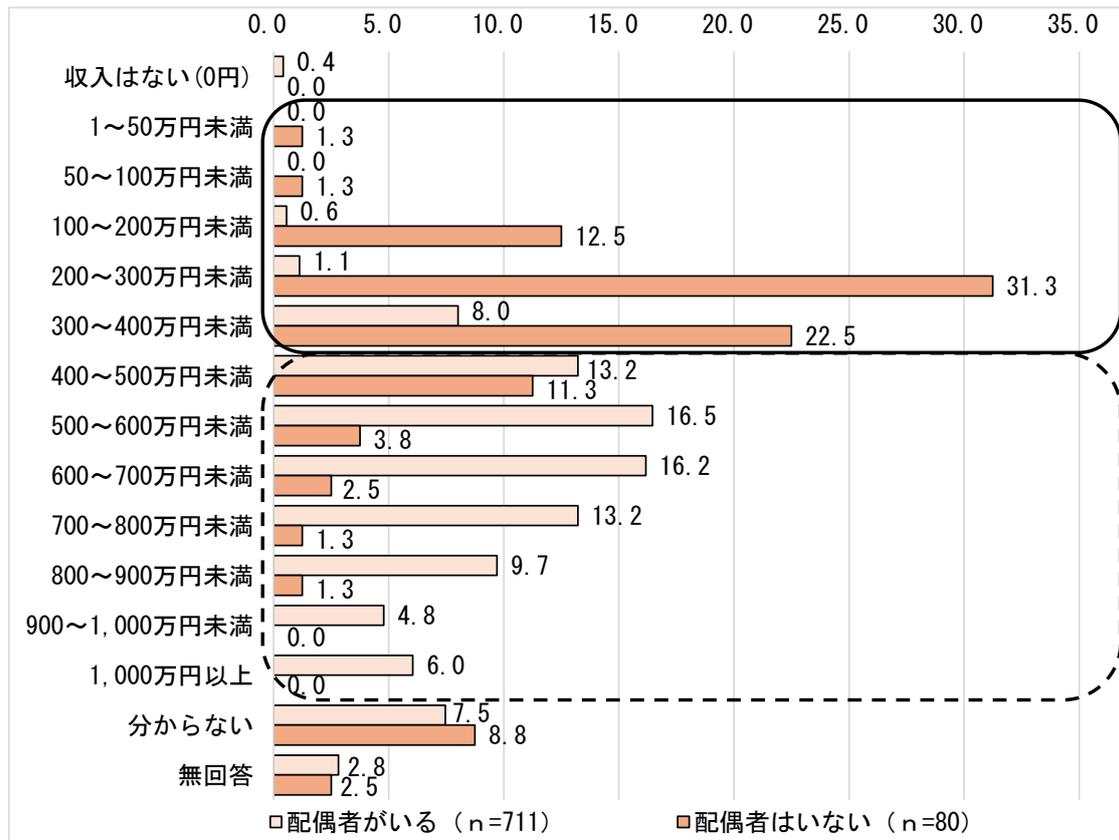
		問22 うち18歳未満の子どもの人数								
合計		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	無回答	
全体	596	7	222	219	109	16	4	2	17	
	100.0	1.2	37.2	36.7	18.3	2.7	0.7	0.3	2.9	
家庭の暮らしの状況	ゆとりがある	17	7	6	3	0	0	0	1	
	100.0	0.0	41.2	35.3	17.6	0.0	0.0	0.0	5.9	
	ややゆとりがある	23	1	7	11	3	0	0	1	
	100.0	4.3	30.4	47.8	13.0	0.0	0.0	0.0	4.3	
	普通	368	4	151	138	59	8	1	2	5
	100.0	1.1	41.0	37.5	16.0	2.2	0.3	0.5	1.4	
やや苦しい	130	2	42	50	27	6	0	0	3	
100.0	1.5	32.3	38.5	20.8	4.6	0.0	0.0	2.3		
大変苦しい	51	0	15	14	17	2	3	0	0	
100.0	0.0	29.4	27.5	33.3	3.9	5.9	0.0	0.0		

■小学生

- ・家庭の暮らしの状況を配偶関係別で見ると、「配偶者はいない」では「やや苦しい」と「大変苦しい」の割合が比較的高くなっています。

	合計	問17 家庭の暮らしの状況					
		ゆとりがある	ややゆとりがある	普通	やや苦しい	大変苦しい	無回答
全体	819	26	25	470	215	74	9
	100.0	3.2	3.1	57.4	26.3	9.0	1.1
配偶者がいる	711	25	22	426	175	54	9
	100.0	3.5	3.1	59.9	24.6	7.6	1.3
配偶関係 配偶者はいない	80	0	1	28	33	18	0
	100.0	0.0	1.3	35.0	41.3	22.5	0.0

- ・世帯の年間収入について、「300～400万円未満」以下では配偶者はいない世帯、「400～500万円未満」以上では配偶者がいる世帯の割合が高くなっています。



- ・18歳未満の子どもの人数を家庭の暮らしの状況別で見ると、子どもが3人以上いる世帯では生活が苦しくなる傾向がみられます。

	合計	問19 うち18歳未満の子どもの人数							
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	無回答
全体	819	5	180	401	194	22	4	1	12
	100.0	0.6	22.0	49.0	23.7	2.7	0.5	0.1	1.5
家庭の暮らしの状況	ゆとりがある	26	0	10	11	5	0	0	0
		100.0	0.0	38.5	42.3	19.2	0.0	0.0	0.0
	ややゆとりがある	25	0	7	15	3	0	0	0
		100.0	0.0	28.0	60.0	12.0	0.0	0.0	0.0
	普通	470	4	98	253	102	4	1	7
		100.0	0.9	20.9	53.8	21.7	0.9	0.2	1.5
	やや苦しい	215	1	46	90	58	15	1	4
		100.0	0.5	21.4	41.9	27.0	7.0	0.5	1.9
大変苦しい	74	0	17	27	25	3	2	0	
	100.0	0.0	23.0	36.5	33.8	4.1	2.7	0.0	

(2) 地域の子育て環境について

①病児・病後児保育施設について

■未就学児

- ・今後利用したい病児・病後児保育施設について、「0歳」「1歳」「3歳」「5歳」では「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」、「2歳」「4歳」では「いずれも利用したいとは思わない」の割合が最も高くなっています。(複数回答)

	合計	問11 今後利用したい病児・病後児保育施設							
		他の施設(幼稚園・保育所等)に併設した施設で子どもを保育する事業	小児科に併設した施設で子どもを保育する事業	地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業	その他	いずれも利用したいとは思わない	無回答	非該当	
全体	520 100.0	127 24.4	225 43.3	58 11.2	18 3.5	212 40.8	8 1.5	76	
子どもの年齢	0歳	13 100.0	2 15.4	9 69.2	0 0.0	1 7.7	2 15.4	0 0.0	37
	1歳	53 100.0	12 22.6	24 45.3	8 15.1	3 5.7	14 26.4	3 5.7	14
	2歳	76 100.0	17 22.4	31 40.8	6 7.9	3 3.9	34 44.7	0 0.0	14
	3歳	108 100.0	29 26.9	53 49.1	8 7.4	5 4.6	41 38.0	1 0.9	6
	4歳	136 100.0	33 24.3	47 34.6	15 11.0	3 2.2	65 47.8	1 0.7	2
	5歳	132 100.0	33 25.0	59 44.7	20 15.2	3 2.3	56 42.4	3 2.3	2

■小学生

- ・今後利用したい病児・病後児保育施設について、「小学1年生」から「小学3年生」までの低学年では「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」、「小学4年生」から「小学6年生」までの高学年では「いずれも利用したいとは思わない」の割合が最も高くなっています。(複数回答)

	合計	問12 今後利用したい病児・病後児のための保育施設等						
		幼稚園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業	小児科に併設した施設で子どもを保育する事業	地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業(ファミリー・サポート・センター等)	その他	いずれも利用したいとは思わない	無回答	
全体	819 100.0	92 11.2	303 37.0	119 14.5	29 3.5	370 45.2	40 4.9	
子どもの学年	小学1年生	87 100.0	21 24.1	37 42.5	11 12.6	1 1.1	35 40.2	2 2.3
	小学2年生	85 100.0	14 16.5	39 45.9	13 15.3	5 5.9	29 34.1	3 3.5
	小学3年生	123 100.0	20 16.3	55 44.7	19 15.4	6 4.9	48 39.0	2 1.6
	小学4年生	150 100.0	7 4.7	56 37.3	21 14.0	5 3.3	71 47.3	8 5.3
	小学5年生	163 100.0	14 8.6	52 31.9	28 17.2	3 1.8	84 51.5	6 3.7
	小学6年生	188 100.0	14 7.4	57 30.3	24 12.8	8 4.3	92 48.9	18 9.6

②相談相手・相談場所として希望することについて

■未就学児

- ・相談相手・相談場所として希望することを居住地区別でみると、「吉岡地区」「宮床地区」「小野地区」では「特にない」、「吉田地区」では「身近な地域で気軽に相談したい」、「鶴巣地区」では「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口がほしい」、「落合地区」では「同年齢の子どもを持つ親同士で相談、情報交換をしたい」の割合が最も高くなっています。
- ・子どもの年齢別でみると、「0歳」から「2歳」までは「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口がほしい」（「2歳」では「同年齢の子どもを持つ親同士で相談、情報交換をしたい」も同率）、「3歳」以上では「特にない」の割合が最も高くなっています。（複数回答）

	合計	問18 相談相手・相談場所として希望すること										
		専門的な相談をしたい	子どもについて何でも相談できる総合的な窓口がほしい	電話、インターネットで、匿名で相談をしたい	身近な地域で気軽に相談したい	同年齢の子どもを持つ親同士で相談、情報交換をしたい	子育て経験者に子育ての相談をしたい	家に来て相談のってほしい	その他	特にない	無回答	
全体	596 100.0	124 20.8	171 28.7	88 14.8	113 19.0	178 29.9	103 17.3	16 2.7	6 1.0	187 31.4	9 1.5	
居住地区	吉岡地区	355 100.0	73 20.6	103 29.0	54 15.2	66 18.6	105 29.6	63 17.7	7 2.0	3 0.8	113 31.8	6 1.7
	宮床地区	15 100.0	1 6.7	2 13.3	2 13.3	3 20.0	3 20.0	1 6.7	1 6.7	0 0.0	7 46.7	0 0.0
	吉田地区	18 100.0	5 27.8	5 27.8	1 5.6	8 44.4	7 38.9	4 22.2	0 0.0	1 5.6	2 11.1	1 5.6
	鶴巣地区	22 100.0	2 9.1	11 50.0	4 18.2	6 27.3	8 36.4	2 9.1	1 4.5	0 0.0	6 27.3	0 0.0
	落合地区	21 100.0	4 19.0	7 33.3	6 28.6	6 28.6	8 38.1	5 23.8	0 0.0	1 4.8	3 14.3	0 0.0
	小野地区	160 100.0	39 24.4	41 25.6	21 13.1	22 13.8	45 28.1	26 16.3	7 4.4	1 0.6	56 35.0	1 0.6
	子どもの年齢	0歳	50 100.0	15 30.0	25 50.0	10 20.0	15 30.0	22 44.0	8 16.0	1 2.0	1 2.0	7 14.0
1歳		67 100.0	16 23.9	24 35.8	13 19.4	16 23.9	22 32.8	14 20.9	4 6.0	0 0.0	17 25.4	0 0.0
2歳		90 100.0	21 23.3	26 28.9	13 14.4	18 20.0	26 28.9	20 22.2	1 1.1	2 2.2	25 27.8	1 1.1
3歳		114 100.0	24 21.1	35 30.7	20 17.5	19 16.7	29 25.4	15 13.2	3 2.6	1 0.9	37 32.5	1 0.9
4歳		138 100.0	25 18.1	30 21.7	19 13.8	20 14.5	35 25.4	20 14.5	5 3.6	0 0.0	52 37.7	4 2.9
5歳		134 100.0	23 17.2	30 22.4	13 9.7	23 17.2	43 32.1	25 18.7	2 1.5	2 1.5	49 36.6	2 1.5

- ・相談相手、相談場所として希望することを子育てへの感じ方別でみると、「楽しいと感じるときの方が多い」では「特にない」、「楽しいと感じるときとつらいと感じるときが同じくらい」では「同年齢の子どもを持つ親同士で相談、情報交換をしたい」、「つらいと感じるときの方が多い」と「とても不安や負担を感じている」では「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口がほしい」の割合が最も高くなっています。（複数回答）

	合計	問18 相談相手・相談場所として希望すること											
		専門的な相談をしたい	子どもについて何でも相談できる総合的な窓口がほしい	電話、インターネットで、匿名で相談をしたい	身近な地域で気軽に相談したい	同年齢の子どもを持つ親同士で相談、情報交換をしたい	子育て経験者に子育ての相談をしたい	家に来て相談のってほしい	その他	特にない	無回答		
全体	596 100.0	124 20.8	171 28.7	88 14.8	113 19.0	178 29.9	103 17.3	16 2.7	6 1.0	187 31.4	9 1.5		
子育てについて	楽しいと感じるときの方が多い	349 100.0	65 18.6	89 25.5	48 13.8	56 16.0	103 29.5	59 16.9	6 1.7	1 0.3	123 35.2	1 0.3	
	楽しいと感じるときとつらいと感じるときが同じくらい	202 100.0	46 22.8	63 31.2	34 16.8	50 24.8	65 32.2	37 18.3	6 3.0	3 1.5	57 28.2	1 0.5	
	つらいと感じるときの方が多い	17 100.0	6 35.3	9 52.9	3 17.6	3 17.6	6 35.3	5 29.4	2 11.8	0 0.0	3 17.6	0 0.0	
	とても不安や負担を感じている	10 100.0	3 30.0	7 70.0	2 20.0	4 40.0	2 20.0	1 10.0	1 10.0	1 10.0	1 10.0	0 0.0	
	その他	4 100.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 25.0	1 10.0	0 25.0	1 25.0	0 0.0
	分からない	3 100.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	

■小学生

- ・相談相手・相談場所として希望することを居住地区別でみると、「吉岡地区」では「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口がほしい」、「鶴巣地区」では「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口がほしい」と「特にない」、その他の地区では「特にない」の割合が最も高くなっています。
- ・子どもの学年別でみると、「小学1年生」では「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口がほしい」と「特にない」、「小学2年生」と「小学4年生」では「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口がほしい」、「小学3年生」では「同年齢の子どもを持つ親同士で相談、情報交換をしたい」、「小学5年生」と「小学6年生」では「特にない」の割合が最も高くなっています。（複数回答）

	合計	問16 相談相手・場所として希望すること										
		専門的な相談をしたい	子どもについて何でも相談できる総合的な窓口がほしい	電話、インターネットで、匿名で相談をしたい	身近な地域で気軽に相談したい	同年齢の子どもを持つ親同士で相談、情報交換をしたい	子育て経験者に子育ての相談をしたい	家に来て相談のってほしい	その他	特にない	無回答	
全体	819 100.0	147 17.9	233 28.4	118 14.4	116 14.2	234 28.6	106 12.9	13 1.6	6 0.7	264 32.2	11 1.3	
居住地区	吉岡地区	369 100.0	68 18.4	124 33.6	69 18.7	57 15.4	106 28.7	47 12.7	10 2.7	3 0.8	107 29.0	4 1.1
	宮床地区	24 100.0	4 16.7	4 16.7	2 8.3	2 8.3	3 12.5	3 12.5	0 0.0	0 0.0	11 45.8	0 0.0
	吉田地区	19 100.0	1 5.3	5 26.3	1 5.3	2 10.5	4 21.1	4 21.1	0 0.0	0 0.0	11 57.9	1 5.3
	鶴巣地区	25 100.0	6 24.0	8 32.0	4 16.0	2 8.0	7 28.0	3 12.0	0 0.0	2 8.0	8 32.0	1 4.0
	落合地区	20 100.0	2 10.0	5 25.0	3 15.0	3 15.0	4 20.0	2 10.0	1 5.0	0 0.0	9 45.0	1 5.0
	小野地区	341 100.0	61 17.9	85 24.9	36 10.6	49 14.4	103 30.2	43 12.6	1 0.3	1 0.3	110 32.3	4 1.2
	子どもの学年	小学1年生	87 100.0	13 14.9	29 33.3	9 10.3	17 19.5	26 29.9	14 16.1	2 2.3	0 0.0	29 33.3
小学2年生		85 100.0	22 25.9	25 29.4	12 14.1	12 14.1	19 22.4	13 15.3	0 0.0	2 2.4	23 27.1	3 3.5
小学3年生		123 100.0	24 19.5	36 29.3	17 13.8	21 17.1	37 30.1	14 11.4	4 3.3	1 0.8	36 29.3	1 0.8
小学4年生		150 100.0	23 15.3	49 32.7	27 18.0	18 12.0	43 28.7	16 10.7	0 0.0	2 1.3	39 26.0	2 1.3
小学5年生		163 100.0	27 16.6	46 28.2	27 16.6	22 13.5	46 28.2	22 13.5	2 1.2	0 0.0	59 36.2	2 1.2
小学6年生		188 100.0	33 17.6	45 23.9	23 12.2	25 13.3	56 29.8	23 12.2	4 2.1	1 0.5	70 37.2	2 1.1

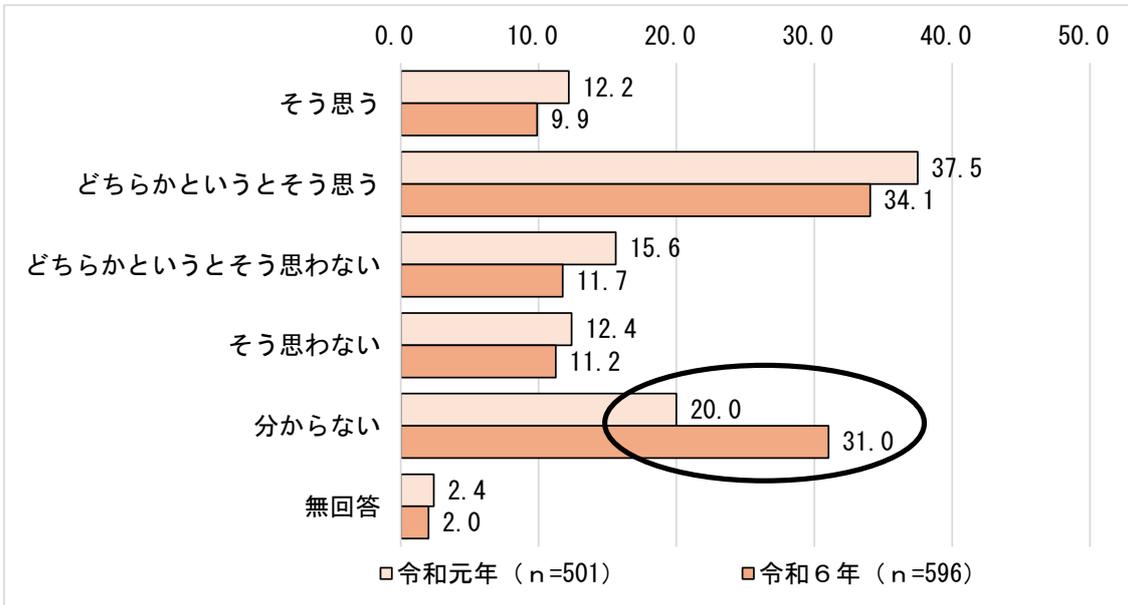
- ・相談相手、相談場所として希望することを子育てへの感じ方別でみると、「楽しいと感じるときの方が多い」では「特にない」、「楽しいと感じるときとつらいと感じるときが同じくらい」「つらいと感じるときの方が多い」「とても不安や負担を感じている」では「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口がほしい」の割合が最も高くなっています。（複数回答）

	合計	問16 相談相手・場所として希望すること										
		専門的な相談をしたい	子どもについて何でも相談できる総合的な窓口がほしい	電話、インターネットで、匿名で相談をしたい	身近な地域で気軽に相談したい	同年齢の子どもを持つ親同士で相談、情報交換をしたい	子育て経験者に子育ての相談をしたい	家に来て相談のってほしい	その他	特にない	無回答	
全体	819 100.0	147 17.9	233 28.4	118 14.4	116 14.2	234 28.6	106 12.9	13 1.6	6 0.7	264 32.2	11 1.3	
子育てについて	楽しいと感じるときの方が多い	453 100.0	70 15.5	113 24.9	61 13.5	56 12.4	136 30.0	53 11.7	6 1.3	0 0.0	159 35.1	1 0.2
	楽しいと感じるときとつらいと感じるときが同じくらい	268 100.0	52 19.4	92 34.3	41 15.3	49 18.3	83 31.0	44 16.4	5 1.9	3 1.1	74 27.6	1 0.4
	つらいと感じるときの方が多い	21 100.0	9 42.9	12 57.1	6 28.6	6 28.6	7 33.3	2 9.5	1 4.8	0 0.0	1 4.8	0 0.0
	とても不安や負担を感じている	27 100.0	8 29.6	12 44.4	4 14.8	2 7.4	3 11.1	3 11.1	1 3.7	2 7.4	6 22.2	0 0.0
	その他	16 100.0	3 18.8	2 12.5	2 12.5	2 12.5	2 12.5	1 6.3	0 0.0	1 6.3	11 68.8	0 0.0
	分からない	19 100.0	3 15.8	1 5.3	2 10.5	2 5.3	1 5.3	2 10.5	2 10.5	0 0.0	11 57.9	0 0.0

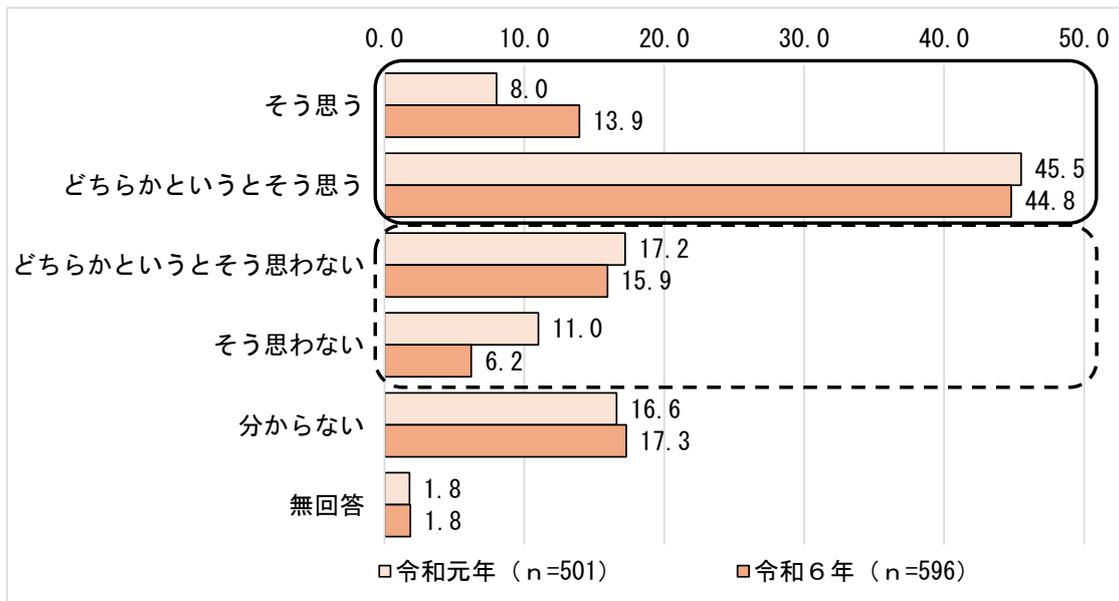
③本町の子育てのしやすさについて

■未就学児

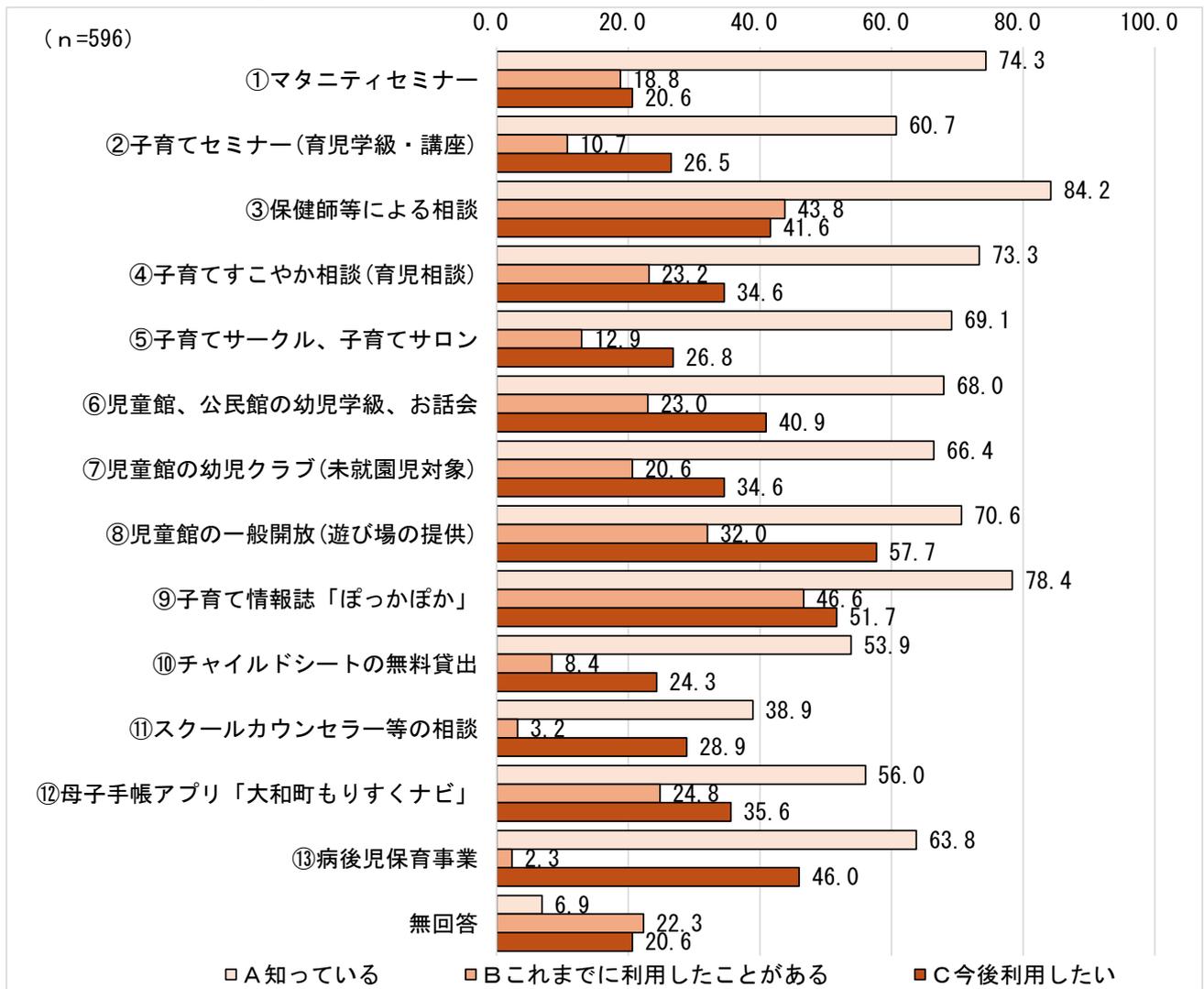
・自分自身の子育てが地域に支えられていると思うかについて、令和元年(2019)と令和6年(2024)ともに「どちらかというと思う」の割合が最も高くなっています。なお、「分からない」が令和元年(2019)の20.0%から令和6年(2024)には31.0%へと11.0ポイント増加しています。



・本町は子育てがしやすい町だと思うかについて、「そう思う」+「どちらかというと思う」が令和元年(2019)の53.5%から令和6年(2024)には58.7%へと5.2ポイント増加、「どちらかというと思わない」+「そう思わない」が令和元年(2019)の28.2%から令和6年(2024)には22.1%へと6.1ポイント減少しており、5年前よりも子育てをしやすいと感じている人の割合が上昇しています。

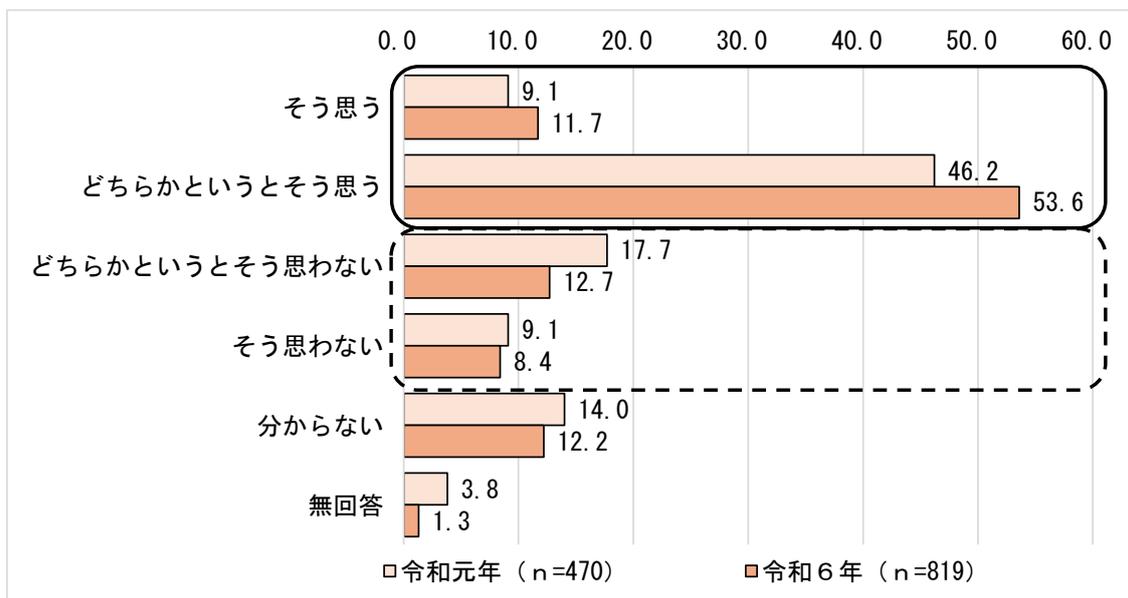


・本町で行っている子育て支援サービスについて、「A知っている」では「③保健師等による相談」、「Bこれまでに利用したことがある」では「⑨子育て情報誌『ぽっかぽか』」、「C今後利用したい」では「⑧児童館の一般開放（遊び場の提供）」の割合が最も高くなっています。



■小学生

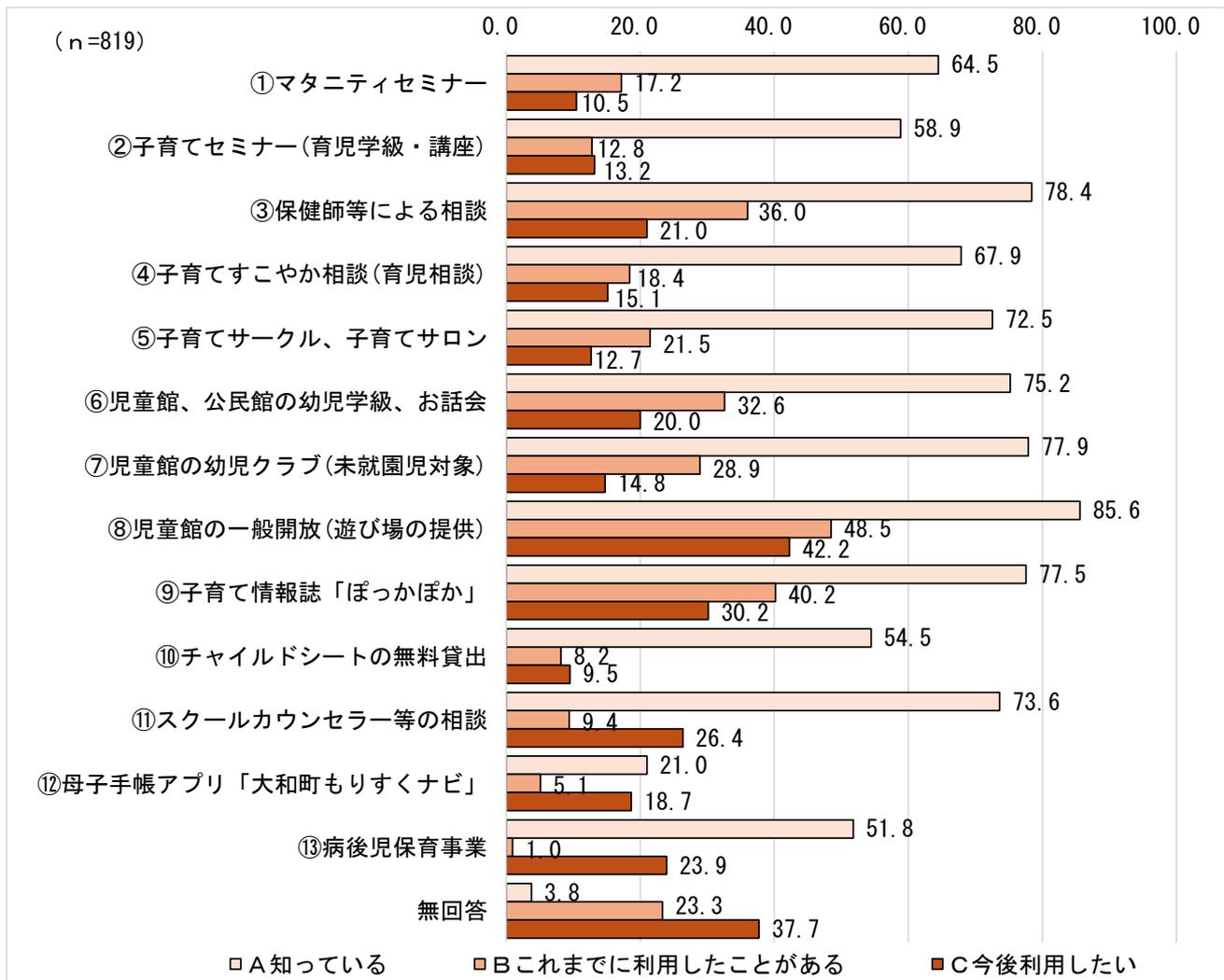
- ・本町は子育てがしやすい町だと思うかについて、「そう思う」+「どちらかというと思う」が令和元年（2019）の 55.3%から令和6年（2024）には 65.3%へと 10.0 ポイント増加、「どちらかというと思わない」+「そう思わない」が令和元年（2019）の 26.8%から令和6年（2024）には 21.1%へと 5.7 ポイント減少しており、5年前よりも子育てをしやすいと感じている人の割合が上昇しています。



- ・子どもを地域活動に参加させた経験を本町の子育てのしやすさ別でみると、「そう思う」「どちらかというと思う」「どちらかというと思わない」では「参加させたことがある」、「そう思わない」と「分からない」では「参加させたことはないし、今後も参加させる予定はない」の割合が最も高く、地域活動への参加と子育てのしやすさに相関性があるとみられます。

	合計	問26 子どもを地域・グループ活動に参加させた経験				
		参加させたことがある	参加させたことはないが、今後は参加させたいと思っている	参加させたことはないし、今後も参加させる予定はない	無回答	
全体	819 100.0	324 39.6	228 27.8	249 30.4	18 2.2	
大和町子育てしやすい町か	そう思う	96 100.0	40 41.7	25 26.0	28 29.2	3 3.1
	どちらかというと思う	439 100.0	186 42.4	140 31.9	107 24.4	6 1.4
	どちらかというと思わない	104 100.0	42 40.4	25 24.0	37 35.6	0 0.0
	そう思わない	69 100.0	24 34.8	15 21.7	26 37.7	4 5.8
	分からない	100 100.0	29 29.0	23 23.0	46 46.0	2 2.0

・本町で行っている子育て支援サービスについて、「A知っている」「Bこれまでに利用したことがある」「C今後利用したい」ともに「⑧児童館の一般開放（遊び場の提供）」の割合が最も高くなっています。



第3節 教育・保育サービス等の実施状況

第2期計画の実施状況は以下のとおりです。

(1) 教育・保育等事業

■教育・保育給付認定区分

認定区分	対象	施設
1号認定	教育を希望する3～5歳	幼稚園、認定こども園
2号認定	保育を必要とする3～5歳	保育所、認定こども園
3号認定	保育を必要とする0～2歳	保育所、認定こども園、地域型保育施設

■施設等利用給付認定区分

認定区分	対象
新1号認定	幼稚園（新制度園を除く）を利用する、満3～5歳
新2号認定	認可外保育施設等、幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する、保育が必要な理由に該当する3～5歳児
新3号認定	認可外保育施設等を利用する、保育が必要な理由に該当し、住民税非課税世帯である0～2歳児

①1号認定・新1号認定（3～5歳）

利用者数は、年々減少傾向にあり、令和4年度（2022）に300人を下回り、令和6年度（2024）には203人となっています。

単位：人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①利用者数	341	305	265	229	203
幼稚園・認定こども園	0	0	148	140	139
新制度未移行幼稚園	186	162	0	0	0
町外の幼稚園（新制度未移行幼稚園含む）・認定こども園	155	143	117	89	64
②利用定員※	417	364	263	257	293
幼稚園・認定こども園	17	14	145	142	236
新制度未移行幼稚園	400	350	118	115	57
過不足（②－①）	76	59	-2	28	90

※②利用定員に町外の幼稚園（新制度未移行幼稚園含む）・認定こども園は含めない。

② 2号認定・新2号認定（3～5歳）

利用者数は、422～437人の範囲内で推移しており、令和6年度（2024）には427人となっています。

単位：人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
① 利用者数※	427	422	434	437	427
保育所・認定こども園	311	319	391	403	407
新制度未移行幼稚園	76	53	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
町外の保育施設	40	50	43	34	20
② 利用定員※	309	317	401	412	418
保育所・認定こども園	308	313	398	412	418
認可外保育施設	1	4	3	0	0
過不足（②－①）	-118	-105	-33	-25	-9

※①利用者数は、企業主導型保育施設等を利用している人も含む。

※②利用定員に企業主導型保育施設・新制度未移行幼稚園・町外の保育施設は含めない。

③ 3号認定・新3号認定（0歳）

利用者数は、44～54人の範囲内で推移しており、令和6年度（2024）には44人となっています。

単位：人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
① 利用者数※	54	49	51	47	44
保育所・認定こども園	45	44	47	44	38
地域型保育施設	9	5	4	3	6
認可外保育施設	0	0	0	0	0
町外の保育施設	0	0	0	0	0
② 利用定員※	63	54	70	81	86
保育所・認定こども園	45	46	60	67	78
地域型保育施設	18	8	10	14	8
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	9	5	19	34	42

※①利用者数は、企業主導型保育施設等を利用している人も含む。

※②利用定員に企業主導型保育施設及び町外の保育施設は含めない。

④ 3号認定・新3号認定（1歳）

利用者数は、増減を繰り返して推移しており、令和6年度（2024）には130人となっています。

単位：人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①利用者数※	109	123	119	113	130
保育所・認定こども園	96	100	107	104	113
地域型保育施設	12	20	10	8	14
認可外保育施設	0	0	0	0	0
町外の保育施設	1	3	2	1	3
②利用定員※	116	112	117	109	109
保育所・認定こども園	100	100	102	96	96
地域型保育施設	16	12	15	13	13
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	7	-11	-2	-4	-21

※①利用者数は、企業主導型保育施設等を利用している人も含む。

※②利用定員に企業主導型保育施設及び町外の保育施設は含めない。

⑤ 3号認定・新3号認定（2歳）

利用者数は、増減を繰り返して推移しており、令和6年度（2024）には110人となっています。

単位：人

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①利用者数※	123	118	138	123	110
保育所・認定こども園	106	103	118	111	101
地域型保育施設	14	14	19	11	8
認可外保育施設	0	0	0	0	0
町外の保育施設	3	1	1	1	1
②利用定員※	121	120	131	123	123
保育所・認定こども園	105	105	114	108	108
地域型保育施設	16	15	17	15	15
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	-2	2	-7	0	13

※①利用者数は、企業主導型保育施設等を利用している人も含む。

※②利用定員に企業主導型保育施設及び町外の保育施設は含めない。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

現在、本町では事業を実施していませんが、第3期計画での実施を検討中です。

②延長保育事業

延長保育事業は、利用者数が増加傾向にあり、令和4年度(2022)・5年度(2023)に計画を上回る実績となっています。また、実施か所数が令和4年度(2022)より6か所に増えています。

単位：人、か所

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
計画	量の見込み	209	198	189	182	176
	確保の方策	209	198	189	182	176
実績	利用者数	178	179	228	229	
実施か所数		5	5	6	6	

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業は、現在待機児童はみられませんが、地区ごとの利用者数に大きな差がみられます。

特に、吉岡小学校区にある吉岡児童館とよしおか放課後児童クラブでは、定員よりも利用希望が多くみられ、定員数の上限を引き上げて対応しています。

また、実施か所数が令和5年度(2023)より9か所に増えています。

単位：人

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
計画	量の見込み	363	355	343	408	423
	確保の方策	326	318	306	408	423
実績	利用者数（合計）	373	359	364	425	431
	吉岡小学校区	160	160	170	213	217
	宮床小学校区	8	11	14	15	21
	吉田小学校区	8	8	7	7	9
	鶴巣小学校区	7	6	9	15	16
	落合小学校区	2	3	4	3	4
	小野小学校区	188	171	160	172	164
実施か所数		8	8	8	9	9

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

現在、本町では事業を実施していませんが、第3期計画での実施を検討中です。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、実施人数が減少傾向にあり、各年度とも計画を下回る実績となっています。

単位：人

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
計画	量の見込み	223	223	225	220	220
実績	実施人数	210	186	184	181	

⑥養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、利用者数が増減を繰り返して推移しており、令和3年度(2021)を除き、計画を上回る実績となっています。

単位：人

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
計画	量の見込み	14	13	13	17	17
実績	利用者数	20	13	16	21	

⑦地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、利用者数が各年度とも計画を下回る実績となっているものの、増加傾向にあります。また、実施か所数が令和4年度(2022)より3か所に増えています。

単位：人日、か所

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
計画	量の見込み	12,580	12,428	12,428	7,000	7,000
	確保の方策	12,580	12,428	12,428	7,000	7,000
実績	利用者数	3,313	4,364	4,669	5,858	
実施か所数		2	2	3	3	

⑧一時預かり事業

【認定こども園における在園児対象型】

在園児における一時預かり事業は、利用者数が令和2年度(2020)から令和3年度(2021)にかけて減少したものの、その後は増加傾向にあり、令和5年度(2023)は計画を上回る実績となっています。また、実施か所数が令和4年度(2022)より5か所に増えています。

単位：人日、か所

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
計画	量の見込み	14,932	14,228	13,015	2,350	2,350
	確保の方策	14,932	14,228	13,015	2,350	2,350
実績	利用者数	11,317	1,845	4,738	8,489	
実施か所数		2	3	5	5	

※利用者数は、町外の施設を利用している人も含む。

【認定こども園在園児対象型以外】

認定こども園・保育所に通園していない児童の一時預かり事業は、利用者数が令和4年度(2022)以降、減少傾向にあり、各年度とも計画を下回る実績となっています。

単位：人日、か所

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
計画	量の見込み	3,490	3,326	3,042	1,300	1,300
	確保の方策	3,490	3,326	3,042	1,300	1,300
実績	利用者数	1,582	1,683	1,046	805	
実施か所数		4	4	4	4	

⑨病児保育事業（病後児対応型）

病児保育事業は、病後児対応型を令和3年度(2021)から実施しており、利用者数が40~70人台で推移しており、令和4年度(2022)に量の見込みを上回る実績となっています。

単位：人日

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
計画	量の見込み		50	50	80	80
	確保の方策		50	50	80	80
実績	利用者数		49	71	53	

⑩ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、現在本町では実施していません。

なお、計画期間中及び次期計画策定時において、ニーズの把握に努め事業の実施について検討します。

⑪妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業は、利用回数が増減を繰り返して推移しており、各年度とも計画を下回る実績となっています。

単位：人回、枚、人

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
計画	量の見込み	3,122	3,122	3,150	3,080	3,080
実績	利用回数	2,552	2,165	2,338	2,123	
配付枚数		3,239	2,732	2,792	2,505	
利用者数		305	268	306	265	

⑫多様な事業者の参入促進・能力活用事業

第2期計画に続き、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れている私立認定こども園の設置者に対して費用の一部を補助しています。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

第2期計画に続き、保護者の負担軽減のため、低所得者層等へ副食材料費等の実費徴収費用について補助しています。

第4節 次世代育成支援関連施策の実施状況

次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に該当する、子ども・子育て支援関連施策の実施状況について、担当課により以下のとおり自己評価しました。

実施状況に応じて、「A 計画通り実施できている」、「B 実施しているものの、計画通りではない。または、計画の水準に達していない」、「C 実施していない。または、実施できていない」の3段階で評価しています。

■ 施策1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

施策・事業	担当課	評価
(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策	子ども家庭課	A
(2) 教育・保育の一体的提供推進	子ども家庭課	A
(3) 幼児期の教育・保育に関するその他の施策		
①教育・保育施設の質の向上	子ども家庭課	B
②幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続	子ども家庭課(保育所)	A
③子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	子ども家庭課	B
④幼児教育の質の向上(幼児教育アドバイザーの配置・確保)	子ども家庭課	C
⑤外国につながる幼児への支援・配慮	子ども家庭課	C
<p><現状・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年(2022)4月から保育所3園及び私立幼稚園2園が認定こども園に移行したことにより、令和6年(2024)4月1日時点の待機児童は0人となっています。※特定の園を希望する待機児童は有り 毎年、「幼保小連絡協議会」が開催され、児童の状況のみならず、家庭状況等の取り巻く背景の詳細まで共有しています。会議に併せて、幼稚園・保育施設と小学校(特別支援学校も含む)が子どもに関する情報を共有し、子どもの育ちを支えるための記録「児童保育要録」を作成し、小学校に送付しています。 幼児教育の質の向上について、幼児教育を推進するための機能の充実及び体制の検討が必要です。 外国につながる幼児が入園を希望した場合に、保育施設や地域子ども・子育て支援事業を安心して利用できるよう、事業の利用に関する支援のあり方を検討します。 		

■ 施策2 地域子ども・子育て支援事業

施策・事業	担当課	評価
(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策		
①利用者支援事業	子ども家庭課 健康推進課	C
②延長保育事業	子ども家庭課	A
③放課後児童健全育成事業	子ども家庭課	A
④子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	子ども家庭課	C
⑤乳児家庭全戸訪問事業	健康推進課	A
⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	子ども家庭課 健康推進課	B
⑦地域子育て支援拠点事業	子ども家庭課	A
⑧一時預かり事業	子ども家庭課	A
⑨病児保育事業	子ども家庭課	A
⑩ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭課	C
⑪妊婦健康診査事業	健康推進課	A
⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子ども家庭課	A
⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども家庭課	A
(2) 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保	子ども家庭課	A
(3) 専門的支援に関して都道府県が行う施策との連携	子ども家庭課	A
(4) 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備	子ども家庭課	A
<p><現状・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者支援事業について、こども家庭センター型としての相談支援体制を構築することを検討します。 令和4年度(2022)より児童クラブの有料化を開始したことで、小野地区の待機児童が解消されています。一方で、吉岡地区では有料化後も依然として申請過多となっており、令和6年度(2024)よりよしおか放課後児童クラブに1支援単位を増設して待機児童の解消を行いました。 		

- ・乳児家庭全戸訪問事業について、令和2年度（2020）から新型コロナウイルス感染予防対策のため、保健推進員による訪問は中止しており、保健師または助産師が新生児訪問と併せて実施しました。
- ・妊婦健康診査事業について、母子健康手帳交付時または転入時に、保健師による妊婦健康診査の必要性や受診票の使用の説明を行っています。また、契約医療機関外（県外医療機関、助産院等）で受診される場合は、償還払いで健診費用を助成しています。

■ 施策3 次世代育成支援関連施策

施策・事業	担当課	評価
未就学児の発達支援事業の充実		
幼児ことばの教室	子ども家庭課	A
幼児教育の充実		
児童館における子育て支援事業の推進	子ども家庭課	A
児童福祉施設的环境整備		
児童福祉施設的环境整備	子ども家庭課	A
児童福祉施設の危機管理体制の確立	子ども家庭課	A
子育て支援のネットワークづくりの推進や保護者への情報提供の充実		
子育て支援に関する情報提供	子ども家庭課	A
児童虐待防止対策の推進		
虐待防止ネットワーク体制の推進	子ども家庭課	A
虐待児童の安全確認や送致	子ども家庭課	A
被害児童のケア相談	子ども家庭課	A
ひとり親家庭等の自立支援や子どもの貧困対策の推進		
総合相談窓口の開設	子ども家庭課	C
児童扶養手当の給付	子ども家庭課	A
母子・父子家庭医療費の助成	子ども家庭課	A
育児学級や家庭教育等の充実		
幼児学級	子ども家庭課(各児童館) 生涯学習課	A
子育て講座	子ども家庭課(各児童館) 生涯学習課	A
子育てに係る各種支援制度の周知		
あんしん子育て医療費の助成	子ども家庭課	A
保育費用等の軽減（幼児教育・保育の無償化）		
保育料の負担軽減	子ども家庭課	A
子育てへの男女共同参画の促進		
ワーク・ライフ・バランスの推進	総務課	A
男女がともに担う子育て推進	子ども家庭課 (保育所、幼稚園)	A
子どもの視点に立った遊び場づくりの推進と環境整備の推進		
公園・広場の維持管理	都市建設課	A
柔軟な運営による居場所づくり		
児童館活動の充実	子ども家庭課	A
子育て支援者の育成		
子育てサポーターなどの育成	生涯学習課	A
放課後の子どもの居場所づくり		
放課後子ども教室推進事業	生涯学習課	A
＜現状・課題＞		
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校前の年長児を対象に、週1回ことばの教室の開催・指導を行いました。 ・子育て情報誌『ほっかぽか』や町HPへの掲載について、毎年内容を精査し最新の情報に更新して情報提供を行いました。 ・自立支援を図るための総合相談窓口の開設について、虐待予防と連動した支援内容の充実を検討します。 ・両親参加型の育児講座や行事等を実施し、父親も参加しやすい日程や内容で行いました。 ・子育てサポーターなどの育成について、奇数年に養成講座を実施し、毎回10名程度の参加者が受講しています。現在は約40名が子育てサポーターとして登録されており、町事業で託児や子どもの見守り、保護者との交流を図っています。 		

■その他の事業

施策	R5 年度実施事業年度目標	担当課	評価
切れ目ない支援体制の構築	ヤングケアラーの今後の対応は、実態把握に努める。	子ども家庭課	C
	児童虐待防止、虐待の早期発見、早期対応及び適切な支援を行い、児童の健全育成を図る。	子ども家庭課	A
保健・医療・福祉の連携	虐待防止に係る会議開催によりネットワークの強化を図る。	子ども家庭課	A
地域ケア会議の運営・充実	必要な個別ケース・地域課題に応じて実施する。	福祉課	A
町内立地企業における企業内保育の促進	企業主導型保育施設を利用している多子世帯利用者の2人目以降の保育料の一部補助を行う。	子ども家庭課	A
ひとり親家庭児童への保育所利用への配慮	保育所入所選考時において、ひとり親家庭に加点を行い、経済的自立につなげる。また、離婚時の相談に対し適切な案内を行う。	子ども家庭課	A
子ども・子育て支援対策事業	子育て情報誌「ぼっかぼか」を作成し、子育てに関する情報の提供を行う。	子ども家庭課	A
児童発達支援センターの設置、子育て支援施設の充実	子育てに関する相談や、親子の交流の場の提供、地域の子育て関連情報の提供を行う。	子ども家庭課 福祉課	A
児童支援センター運営事業	子育てに関する相談や、親子の交流の場の提供、地域の子育て関連情報の提供を行う。	子ども家庭課	A
伴走型相談支援・たいわあんしん出産子育て応援ギフト	妊婦や子育て世帯の孤立防止・不安解消のための相談、給付金支給により育児費用の経済的負担軽減を行う。	子ども家庭課 健康推進課	A
経済的支援の実施	あんしん子育て医療費助成や第3子以降育児支援を行うことにより、子育て世帯の経済的負担軽減を行う。	子ども家庭課	A
虐待防止対策等の推進	児童虐待防止、虐待の早期発見、早期対応及び適切な支援を行い、児童の健全育成を図る。子ども家庭相談員を配置し、体制強化を図る。	子ども家庭課	A
	要保護児童、要支援児童、特定妊婦、DV被害者等に関する情報及びその保護者等に関する情報交換を行い虐待等の予防、早期発見、再発防止並びに適切な支援の検討を図る。	子ども家庭課	A
配偶者等に対する暴力・暴言の根絶	配偶者等への暴力・暴言は許されない社会認識の醸成を図る。	子ども家庭課	C
DV相談	窓口や電話相談を行う。	子ども家庭課	A
	関係機関と連携してDV及びデートDV被害者の支援を行う。	子ども家庭課	A
ひとり親就労支援	ハローワークと連携し、就業を必要とするひとり親家庭の保護者に就労支援を行う。	子ども家庭課	A
<p><現状・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーへの対応について、町内外関係機関と協働し、実態把握と必要な支援に努めます。 ・地域ケア個別会議において、保健・医療・介護・福祉関係者、民生委員等の関係機関による多職種連携で課題解決に向けた協議を行いました。また、個別会議等で明らかになった地域課題に対し、地域全体の課題解決に向けた地域ケア推進会議を行い、地域づくりや政策形成に取り組みました。 ・第3子以降の出生、小学校・中学校の入学時に祝金の給付を行い、対象世帯の経済的負担軽減と町への定住促進に努めました。 ・要保護児童（虐待等）及びひとり親家庭の生活等に係る支援について、子ども家庭支援員の配置により、住民等に対し相談・援助を行い、体制強化を図りました。 ・年1回、児童扶養手当現況届受付期間の一部期間において、ハローワークと連携し、出張相談窓口を役場庁舎内に設置して就労支援を実施しました。 			

第5節 子ども・子育てを取り巻く課題

(1) 統計データからみえる課題

- 年少人口と生産年齢人口の減少傾向が続いています。また、総人口に占める年少人口の割合も低下しており、近年では15.0%以下となっています。
- 出生者数の減少が続いており、令和3年(2021)以降200人を下回っています。また、近年では死亡者数が出生者数を上回っているため、自然減少が続いています。

(2) ニーズ調査からみえる課題

- 子育てに協力してくれる人の有無について、「気軽に頼める人がいない」と回答した割合が未就学児で20.6%、小学生で25.0%みられ、育児支援が必要と考えられます。
- 家庭の暮らしの状況について、「大変苦しい+やや苦しい」と回答した割合が未就学児で30.4%、小学生で35.3%みられ、経済的負担の軽減を推進する必要があります。
- 相談相手・相談場所として希望することについて、「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口がほしい」と回答した割合が未就学児で28.7%、小学生で28.4%みられ、子どもについての悩みを幅広く気軽に相談できる窓口を作る必要があります。
- 子育てに関する悩みや不安について、「子育てにかかる経済的な負担」と回答した割合が未就学児で53.0%みられ、経済的な状況に応じた支援が必要と考えられます。
- 家の近くの子どもの遊び場に関して日頃感じていることについて、「雨の日に遊べる場所がない」「遊び場に遊具などの種類が少ない」「思い切り遊ぶための十分な場所がない」などが挙げられています。
- 周囲にヤングケアラーと思われる子がいるかについて、「いる(家族や親族、友人・知人のお子さん)」と回答した割合が未就学児で2.5%、小学生で2.9%みられ、ヤングケアラーの実態把握と支援が必要と考えられます。
- 町の子育て支援で特に期待されていることについて、未就学児では「幼稚園や保育所にかかる費用を軽減してほしい」が62.2%、小学生では「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が51.0%みられます。

(3) 施策の実施状況からみえる課題

- 子育て短期支援事業の令和7年度(2025)以降の実施可能性について、先行自治体の実績等を含めた情報収集や関係機関等との協議調整を進める必要があります。
- 児童館における子育て支援事業の推進について、団体メンバーの高齢化・地域子育て支援拠点整備事業等により、必要性・団体への支援方法の検討が必要です。
- 放課後子ども教室推進事業について、コロナ禍以降に活動が途絶えた時期があり参加者数が減少していますが、今後も子どもたちの放課後の居場所の一つとなるよう、活動を促進する必要があります。
- 吉岡地区の放課後児童クラブでは、有料後も申請過多となっており、実態に即した量の見込みと確保の方策を設定する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

現在、本町では第五次総合計画（令和4年度（2022）～令和13年度（2031））において、まちの将来像を「七ツ森の輝く緑 元気なくらしが広がる 大和町～しあわせめぐるまち たいわ～」とし、子育て・保健福祉・教育の基本方針を「一人ひとりが健やかに育ち暮らせるまちづくり」と定めています。

■ 第3期計画の基本理念

育てる喜びと育つ喜びが実感できるまち・たいわ

子どもを育てる・子ども自身が育つことは、町全体の喜びや子どもが健やかに成長することにつながるため、これまでの基本理念を引き継ぐものとします。

第2節 基本目標

基本目標1 母性並びに乳児及び幼児などの健康の確保及び増進

アンケート調査では、期待している町の子育て支援について、子どもが安心して医療機関を受診できる体制の整備を求める回答が半数以上みられます。

また、近年少子化により年少人口や出生数は年々減少しているものの、安心して出産・育児ができるよう、支援体制を整備する必要があります。

そのため、妊娠から出産、育児に至るまで切れ目のない支援を提供するとともに、関係機関と連携し、母子の健康維持に努めます。

基本目標2 地域における子育ての支援

アンケート調査では、子育てに関する悩みや不安について、経済的な負担を心配する回答が半数以上みられます。また、家庭の暮らしの状況が苦しいという回答が未就学児・小学生ともに30%以上みられます。

そのため、地域で安心して子育てができるよう、保護者のニーズや社会情勢に応じた事業を促進し、子育て支援の充実や体制整備に努めます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する環境整備の推進

アンケート調査では、子育てに協力してくれる人の有無について、気軽に頼める人がいないという回答が未就学児・小学生でそれぞれ一定数みられます。

そのため、子育て家庭が孤立せずに地域社会全体で支えられるよう、幼児教育や子育て支援サポーターの養成等の事業の充実を努めます。また、その子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、家庭と地域で連携して環境整備を推進します。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

アンケート調査では、子どもの遊び場について、遊び場に遊具の種類が少ない・思い切り遊ぶための場所がない等の回答が挙げられています。

また、本町の令和4年(2022)の社会動態(転入-転出)は増加しているものの、より一層子育て家庭の移住・定住を促進する必要があります。

そのため、地域で安心して子育てができるよう、住宅環境や公園・公共施設の整備に努めます。

基本目標5 就業と家庭生活との両立の推進

近年、女性の就業率が上昇しており、共働き家庭の増加がみられます。また、仕事と家庭生活の両立が困難な現状も問題として挙げられています。

そのため、共働き家庭や働きながら子育てをしている家庭が仕事と家庭生活を両立できるよう、関係機関と連携して、子育て支援事業の体制整備を推進します。

基本目標6 子どもに対する安全の確保

アンケート調査では、子育てをするうえで地域全体に望むことについて、子どもが危険な目に遭いそうなときに手助けや保護をしてほしいという回答が未就学児・小学生ともに70%以上みられます。また、子どもの安全確保に関する子育て支援の取り組みについて、満足度が未就学児・小学生ともに30%未満となっています。

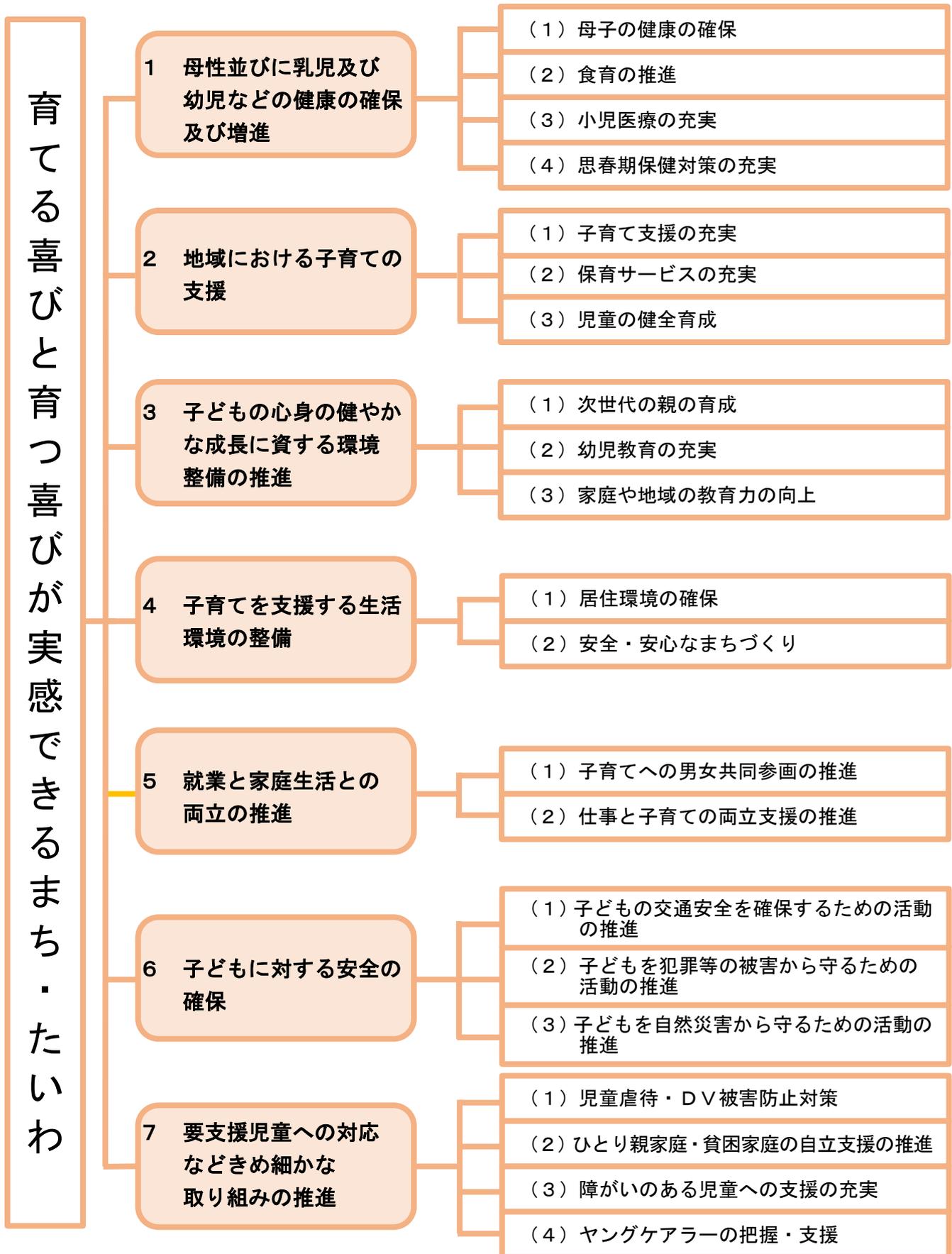
そのため、子どもや保護者が安心して生活できるよう、関係機関と連携して、交通安全や防犯・防災対策の推進に努めます。

基本目標7 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

虐待を受けているおそれのある子どもやひとり親家庭・貧困家庭で生活する子ども、障がいのある子ども、ヤングケアラーなど支援が必要な子どもに対して、それぞれの特徴・状況にあった対策が必要となります。

そのため、子どもの健康や安全等の確保を最優先に、要保護児童やその家庭の状況を的確に把握し、個々の状況に応じ、きめ細かに対応できるような連携体制や地域社会での助け合いの仕組みづくりを推進します。

第3節 計画の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 母性並びに乳児及び幼児などの健康の確保及び増進

安心して出産・育児ができるよう、妊娠から出産、育児に至るまで切れ目のない支援を提供するとともに、母親及び乳幼児の心身の健康状態を把握し、健康維持及び増進に努めます。

また、安心して子どもが医療機関を受診できるよう体制整備を推進します。

(1) 母子の健康の確保

事業名	取り組み内容	担当課
伴走型相談支援	妊娠届出時・妊娠後8か月・出生後のそれぞれの時期に面談等を行い、妊婦等の孤立防止や不安解消に努めます。	健康推進課
マタニティセミナー	お母さん・お父さんになる方を対象に、安心して出産・育児を迎えられるよう、母子保健に関する助言と、妊婦同士の仲間づくりの場を提供します。	健康推進課
妊婦健康診査事業	医療機関において妊婦の健康診査を行い、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図ります。	健康推進課
初回産科受診料助成事業	住民税非課税世帯の妊婦の初回の産科受診料を助成し、経済的負担の軽減と妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげます。	健康推進課
産後ケア事業	医療機関や助産院で、母子の状況に合わせた助産師によるケアを行います。	健康推進課
産婦健康診査事業	産婦の心身の健康状態を把握し、支援が必要と思われる産婦には、早期に支援を行います。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業	保健師または助産師が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問します。	健康推進課
乳幼児健康診査	医療機関（個別健診）や町（集団健診）において乳幼児の健康診査を行い、健康状態や発達の状況の確認を行います。	健康推進課
新生児聴覚検査事業	新生児聴覚検査の結果、難聴が発見された場合は、早期に療育支援を行います。	健康推進課
離乳食セミナー	子どもの発達に合わせた離乳食の進め方についてセミナーを開催します。	健康推進課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言を行います。	健康推進課
保健師による電話相談・家庭訪問	子育て中の悩みがある保護者に対して、保健師が電話相談または家庭訪問を実施します。	健康推進課

事業名	取り組み内容	担当課
子育てすこやか相談	相談を希望する未就学児と保護者を対象に、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が相談内容に応じて、指導や助言を行います。	健康推進課
心理相談事業	精神発達面等に課題がある児童及び保護者に対し、乳幼児精神発達精密健康診査にて、知能検査や発達検査等を行い、専門的な助言指導を行います。	健康推進課
不妊検査費助成事業	不妊を心配する夫婦の両方が不妊検査を受けた場合に、費用を助成します。	健康推進課
不妊治療費助成事業	不妊治療のうち先進医療として告示された治療を受けた場合に、費用を助成します。	健康推進課
親子ふれあい教室	経過観察及び指導が必要と認められた乳幼児とその家族を対象に、専門職と一緒に経過を確認し、より良い関わり方を考える機会、家族同士の交流の機会として支援します。	健康推進課
家庭教育支援リーフレット『までえに』	子どもの健康を促進するために、大和町地域学校協働活動運営委員会事業として毎年発行しています。	生涯学習課

(2) 食育の推進

事業名	取り組み内容	担当課
教育・保育施設の食育推進事業	保育所や認定こども園、学校において給食や学校保健と連携しながら、食の関心を高めるための食育を推進します。	健康推進課
食育体験	和食や郷土料理、料理への興味・関心を高めるために、体験や教育を行います。	健康推進課 生涯学習課
地場製品の活用	保育所・認定こども園、学校給食において、地場産品を積極的に活用します。	健康推進課

(3) 小児医療の充実

事業名	取り組み内容	担当課
未熟児養育医療給付	出生体重2,000グラム以下または医師が入院養育の必要を認めた乳児への医療費を町が負担します。	子ども家庭課
あんしん子育て医療費の助成	0歳から18歳まで子どもの医療費の自己負担分を助成し、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。	子ども家庭課
予防接種	感染症の発生、蔓延予防のため、各種予防接種を実施します。	健康推進課

(4) 思春期保健対策の充実

事業名	取り組み内容	担当課
スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラーを配置し、児童や生徒の心のケアを行います。	教育総務課
喫煙に関する知識の普及と啓発	小・中学生を対象に、喫煙・受動喫煙に関する正しい知識を身に付けるために普及と啓発を行います。	教育総務課
学校におけるSOS教育	各学校の道徳の授業を通して、命の大切さの啓発・普及や自己肯定感の醸成に取り組みます。	教育総務課

基本目標２ 地域における子育ての支援

保育園や認定こども園を中心に、多様化したニーズに応えられるよう保育サービスを推進します。また、子育てにかかる経済的な負担を軽減するための支援の充実に努めます。

(1) 子育て支援の充実

事業名	取り組み内容	担当課
子育て支援に関する情報提供	子育て情報誌「ぽっかぽか」の配布とホームページへの掲載により情報の提供を行います。	子ども家庭課
たいわ妊婦支援給付	妊婦等を対象に妊娠時及び出産、育児等の経済的支援を行います。	子ども家庭課
出産祝い品贈呈	出産祝いに絵本を贈呈し、良好な親子関係の構築と子どもの健やかな成長を図ります。	健康推進課
大和町第3子以降育児応援祝金制度	3人目以降の子どもが生まれたときや小・中学校へ入学したときに、保護者に祝金の支給を行い、経済的負担の軽減や大和町への定住促進を図ります。	子ども家庭課
児童手当	児童を養育されている方に支給を行い、家庭内における生活の安定と、子どもの健全育成を図ります。	子ども家庭課
母子手帳アプリ『大和町もりすくナビ』	アプリを用いて、乳幼児健診のお知らせや育児に関する情報を配信します。	健康推進課
あんしん子育て医療費の助成【再掲】	0歳から18歳まで子どもの医療費の自己負担分を助成し、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。	子ども家庭課

(2) 保育サービスの充実

事業名	取り組み内容	担当課
教育・保育の充実	町内の保育園、認定こども園にて、子どもの成長に沿った育成のため、幼児教育・保育の充実を図ります。	子ども家庭課
地域子育て支援拠点事業	妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供・助言、その他援助を実施します。	子ども家庭課
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。	子ども家庭課

事業名	取り組み内容	担当課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に、認定こども園・幼稚園・保育所で、一時的に預かり必要な保護を行います。	子ども家庭課
病児保育事業	病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かります。	子ども家庭課
企業内保育の促進	町内の企業主導型保育施設を利用している多子世帯利用者の2人目以降の保育料を一部補助します。	子ども家庭課

(3) 児童の健全育成

事業名	取り組み内容	担当課
児童館活動の充実	地域児童等の健全育成の拠点として、活動の推進及び中高生の居場所づくりや地域に開かれた子育て関連の交流ゾーンの充実を図ります。	子ども家庭課
放課後子ども教室推進事業	家庭、学校、地域の協力により子どもたちが活動できる放課後の居場所づくりを行います。	生涯学習課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者の就労等により、昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	子ども家庭課

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する環境整備の推進

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、家庭や地域で連携して、教育環境の整備を推進します。

(1) 次世代の親の育成

事業名	取り組み内容	担当課
福祉体験学習	体験学習を通して、地域に日常的な助け合い・支え合いの意識向上を目指します。	社会福祉協議会
学校におけるSOS教育【再掲】	各学校の道徳の授業を通して、命の大切さの啓発・普及や自己肯定感の醸成に取り組みます。	教育総務課

(2) 幼児教育の充実

事業名	取り組み内容	担当課
幼児ことばの教室	日常会話で発音が不明瞭な子、ことばの発達の遅れのある子の指導の充実を図ります。	子ども家庭課
児童館における子育て支援事業の推進	児童館において、幼児教育や子育てサークルへのサポートなどの子育て支援事業を展開します。	子ども家庭課
幼児学級	様々な遊びを通して、親子のふれあいと子ども同士の関わりや親同士の交流の場を提供します。	子ども家庭課 (各児童館) 生涯学習課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	取り組み内容	担当課
子育て講座	子どもと保護者を対象に家庭教育のあり方を見つめ直してもらう機会の提供を行います。	子ども家庭課 (各児童館) 生涯学習課
ひとつづくりプロジェクト	福祉への理解促進と地域共生社会について学ぶ機会を増やし、幼少期からの福祉教育を推進します。	教育総務課
学校教育推進ボランティア活動支援	町内の各小中学校で協働教育活動を行い、体験に基づく学びを提供しています。	生涯学習課
子育てサポーター養成	子育て経験者などを中心として、地域での子育て支援のための住民による自主的な活動を促進するため、関係団体などと連携し、地域子育て支援者となるサポーターの育成を図ります。	生涯学習課
大和っ子未来塾	小学5～6年生を対象に、定例会などを行い少年リーダーとなる人材の育成を図ります。	生涯学習課

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

地域で子育てしやすいよう、住宅環境の整備や移住支援等を推進します。また、子育て世帯が安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら、公園等の維持管理や公共施設の整備に努めます。

(1) 居住環境の確保

事業名	取り組み内容	担当課
子育て世帯等移住・定住 応援事業	宮床・吉田・鶴巣・落合地区において、子どもを持つ世代に定住を促進するための助成を行います。	まちづくり政策課
子育て支援住宅整備 事業	宮床・吉田・鶴巣・落合地区において、子どもを持つ世代に定住を促進するための住宅を整備します。	都市建設課
空き家・空き店舗バンク 事業	町HPへの空き家等の物件情報の掲載や、空き家所有者と利用者との橋渡しを行い、空き家の利活用及び移住・定住の促進を図ります。	まちづくり政策課
母子・父子家庭の公営 住宅入居	住宅を必要とする母子・父子家庭等のひとり親家庭が優先的に入居できるよう支援を行います。	都市建設課

(2) 安全・安心なまちづくり

事業名	取り組み内容	担当課
公園・広場の維持管理	安全で快適に公園・広場が利用できるよう住民の協力を得て、維持管理体制の充実を図ります。	都市建設課 子ども家庭課
公共施設等のバリア フリー化	幼児や障がいのある子ども、保護者が利用しやすいよう、公共施設のバリアフリーやユニバーサルデザインによる整備を進めます。	財政課

基本目標5 就業と家庭生活との両立の推進

共働き家庭や働きながら子育てをしている家庭が仕事と家庭生活を両立できるよう、関係機関と連携して、子育て支援事業の体制整備を推進します。また、父親の育児参加を促すために、啓発に努めるとともに体制づくりを図ります。

(1) 子育てへの男女共同参画の推進

事業名	取り組み内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画社会づくりでの職業生活と家庭生活の両立実現に向けた啓発を図ります。	総務課
男女がともに担う子育て推進	父親の育児参加を通して男女共同意識の啓発に努め、父親も参加しやすい時間での開催、父親の参加を促す内容・体制づくりを図ります。	子ども家庭課 (保育所、幼稚園)

(2) 仕事と子育ての両立支援の推進

事業名	取り組み内容	担当課
延長保育事業【再掲】	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。	子ども家庭課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 【再掲】	保護者の就労等により、昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	子ども家庭課
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間子どもを預かり、必要な支援を行います。	子ども家庭課
一時預かり事業【再掲】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に、認定こども園・幼稚園・保育所で、一時的に預かり必要な保護を行います。	子ども家庭課
病児保育事業【再掲】	病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かります。	子ども家庭課

基本目標6 子どもに対する安全の確保

子どもや保護者が安心して生活できるよう、関係機関と連携して、交通安全対策や防犯・防災等の活動を推進します。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	取り組み内容	担当課
チャイルドシート・ジュニアシートの無料貸し出し	チャイルドシート・ジュニアシートの無料貸し出しを行い、着用の促進や自動車の運転時における子どもの安全を確保します。	総務課 危機対策室
道路・交通施設の整備	通学路における交通安全施設の整備を実施し、児童の安全を確保します。	都市建設課

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	取り組み内容	担当課
防犯パトロール隊の活動推進・支援	町内各地区にある防犯パトロール隊活動の支援を行います。	総務課 危機対策室
防犯対策推進事業	町内の通学路周辺に防犯カメラを設置します。	総務課 危機対策室
防犯灯、街路灯等の整備	夜間通行の危険箇所への防犯灯や街路灯等の整備を行います。	都市建設課

(3) 子どもを自然災害から守るための活動の推進

事業名	取り組み内容	担当課
幼・少年防火クラブの育成	活動支援を行い、必要な火災予防知識の普及徹底及び防火思想の向上を図ります。	総務課 危機対策室
防災訓練	地域を主体とし、災害を想定した防災訓練を実施します。	総務課

基本目標7 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待やひとり親家庭・貧困家庭の子ども、障がい児、ヤングケアラー等の特に支援を要する子どもに対して、関係機関と連携を強化し、適切な支援につなげられるよう体制整備の充実を図ります。

(1) 児童虐待・DV被害防止対策

事業名	取り組み内容	担当課
虐待防止ネットワーク体制の推進	児童虐待防止の広報や早期発見・早期対応及び支援に係る研修等の開催や情報交換を行い、ネットワークづくりを整備します。	子ども家庭課
虐待児童の安全確認や送致	児童虐待を受けたと思われるとの通告・通報のあった児童への安全確認の対応や判断に応じて、児童相談所への送致を行います。	子ども家庭課
被害児童のケア相談	児童のケアのためのネットワークの確立を図ります。	子ども家庭課
虐待防止対策等の推進	学校関係者並びに保護者へ児童虐待の防止に関する法律等を周知します。 また、広報たいわに虐待予防に関する掲載を行います。	教育総務課 子ども家庭課
母子保健事業	母子保健事業にて、乳幼児の養育、環境における虐待リスクを把握し、未然防止と子どもの健やかな成長を支援します。	健康推進課
配偶者等に対する暴力・暴言の根絶	配偶者等への暴力・暴言は許されない社会認識の醸成を図ります。	子ども家庭課
DV相談	配偶者等からのDV及びデートDVの相談を窓口や電話にて行います。	子ども家庭課
DV被害者への支援	関係機関と連携してDV及びデートDV被害者の支援を行います。	子ども家庭課

(2) ひとり親家庭・貧困家庭の自立支援の推進

事業名	取り組み内容	担当課
ひとり親就労支援	ハローワークと連携し、就業を必要とするひとり親家庭の保護者に就労支援を行います。	子ども家庭課
母子・父子家庭の公営住宅入居【再掲】	住宅を必要とする母子・父子家庭等のひとり親家庭が優先的に入居できるよう支援を行います。	都市建設課
総合相談窓口の開設	総合相談窓口体制と個別相談の対応により自立支援を図ります。	子ども家庭課
児童扶養手当	ひとり親家庭や父母のどちらかが重度の障がいを持つ家庭に支給を行い、生活の安定と自立促進、子どもの福祉増進を図ります。	子ども家庭課

事業名	取り組み内容	担当課
母子・父子家庭医療費の助成	母子・父子家庭に対して医療費を助成し、生活の安定と福祉の増進を図ります。	子ども家庭課
保育料の負担軽減	ひとり親家庭や低所得者層の世帯等不安定な収入の実情に応じて、適切に支援が行えるよう保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子ども家庭課

(3) 障がいのある児童への支援の充実

事業名	取り組み内容	担当課
児童発達支援	未就学児の障がい児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。	福祉課
保育所等訪問支援	保育所や学校、その他の児童が集団生活を営む施設を専門の支援員が訪問し、当該施設等に通う障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	福祉課
放課後等デイサービス	学校に通学している障がい児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	福祉課
障害児相談支援	18歳未満の児童を対象に、相談支援専門員が障害福祉サービス・障がい児通所支援を利用する際の計画書を作成し、利用調整等を行います。	福祉課
障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。 ※本町は富谷市・黒川圏域で設置済みです。	福祉課
児童発達支援センターの充実	圏域に設置されている児童発達支援センターを中心とした支援体制の充実を図ります。	福祉課
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護している方に支給を行い、児童福祉の増進を図ります。	福祉課
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあり、在宅で常時介護を受けることが必要な20歳未満の児童を監護している方に支給を行います。	福祉課

(4) ヤングケアラーの把握・支援

事業名	取り組み内容	担当課
ヤングケアラーの把握・支援	ヤングケアラーの実態把握を行い、適切な支援につなげます。	子ども家庭課

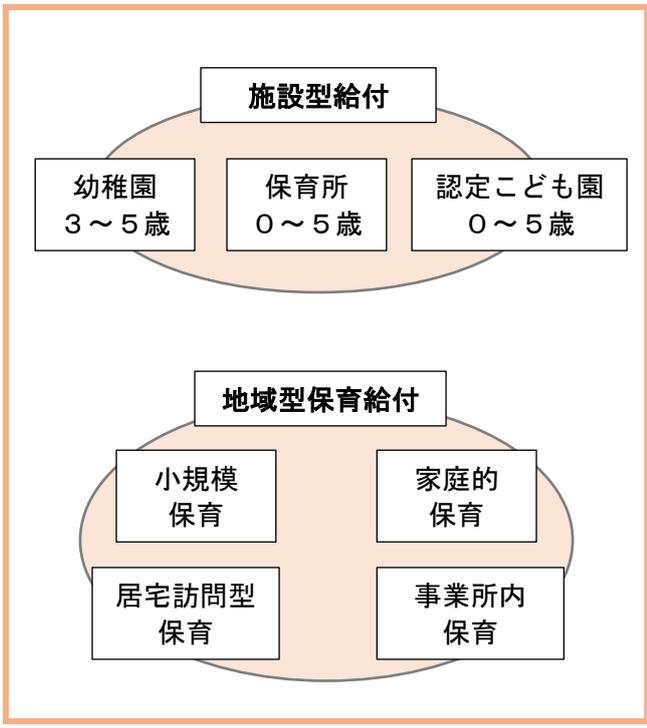
第5章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 子ども・子育て支援事業の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2種類に分かれます。

「子ども・子育て支援給付」は、幼稚園や保育所・認定こども園など、乳幼児の教育・保育サービスを提供する事業です。また、「地域子ども・子育て支援事業」は、幼稚園や保育所・認定こども園で行う教育・保育サービスを補完したり、情報提供・相談等を行うなど、地域の実情に応じた子育て支援を行う事業です（本町において、幼稚園は認定こども園幼稚園型となっています）。

子ども・子育て支援給付



地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ④子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児保育事業
- ⑩ファミリー・サポート・センター事業
- ⑪妊婦健康診査事業
- ⑫多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- ⑮児童育成支援拠点事業
- ⑯親子関係形成支援事業
- ⑰妊婦等包括相談支援事業
- ⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑲産後ケア事業

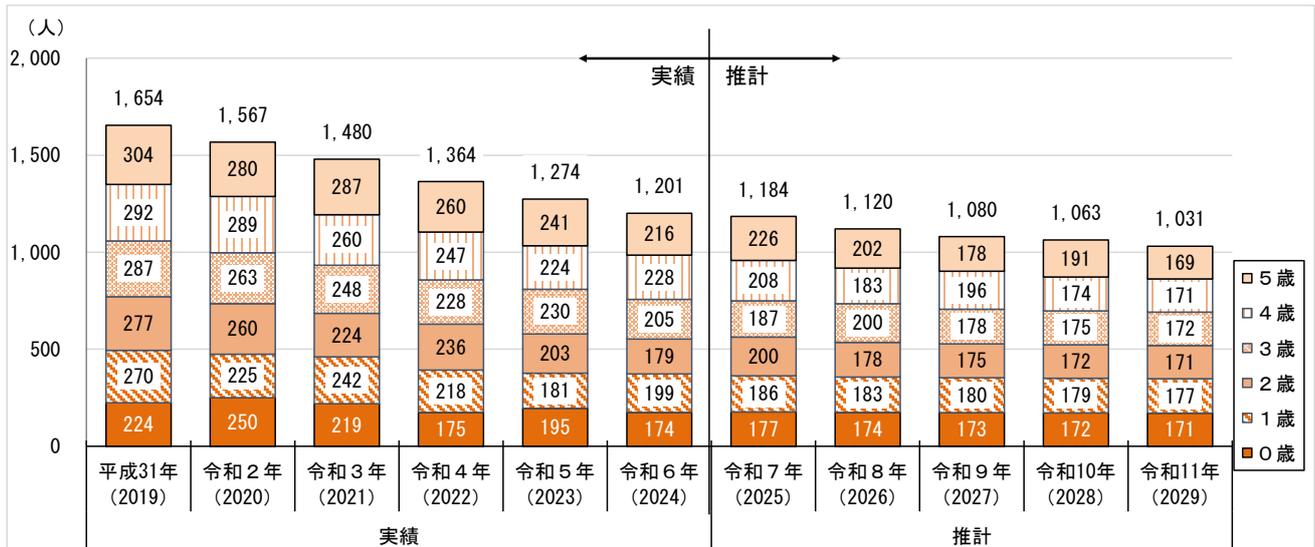
第2節 子どもの推計人口

(1) 未就学児の推計人口

未就学児（0～5歳）の人口は、平成31年（2019）から令和6年（2024）までの5年間で453人（27.4%）減少しています。各年齢層で20%以上減少しており、特に2歳で35.4%減少しています。

今後も、未就学児の人口の減少が続き、令和6年（2024）から令和11年（2029）までの5年間で170人（14.2%）減少することが見込まれます。

■未就学児の推計人口の推移

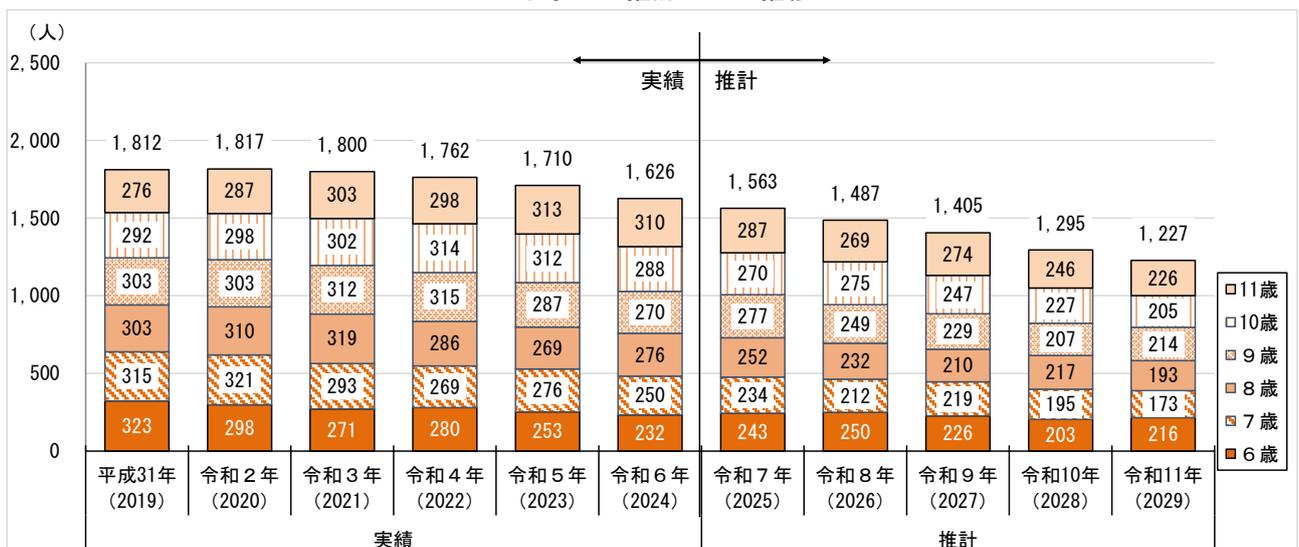


(2) 小学生の推計人口

小学生（6～11歳）の人口は、平成31年（2019）から令和6年（2024）までの5年間で186人（10.3%）減少しています。

今後も、小学生人口の減少傾向は続き、令和6年（2024）から令和11年（2029）までの5年間で399人（24.5%）減少することが見込まれます。

■小学生の推計人口の推移



推計方法：平成31年（2019）～6年（2024）（住民基本台帳）の人口実績を用いて、直近3年（令和4年（2022）～6年（2024））の年齢ごとの変化率（例 0歳→翌年1歳の人数変化）を算出し、しあわせの杜（行政区）の年齢ごとの増加率によって算出した人口を上乗せして推計を行っています。

第3節 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、教育・保育等を提供するため、市町村は、人口や交通事情等を勘案して、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

(2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業の提供区域を次のとおり設定します。

事業	区域
教育・保育施設等整備事業	町内全域
地域子ども・子育て支援事業	
①利用者支援事業	町内全域
②延長保育事業	町内全域
③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	6区域 （小学校単位）
④子育て短期支援事業（ショートステイ）	町内全域
⑤乳児家庭全戸訪問事業	町内全域
⑥養育支援訪問事業	町内全域
⑦地域子育て支援拠点事業	町内全域
⑧一時預かり事業	町内全域
⑨病児保育事業	町内全域
⑩ファミリー・サポート・センター事業	町内全域
⑪妊婦健康診査事業	町内全域
⑫多様な事業者の参入促進・能力活用事業	町内全域
⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業	町内全域
⑭子育て世帯訪問支援事業	【新規】町内全域
⑮児童育成支援拠点事業	【新規】町内全域
⑯親子関係形成支援事業	【新規】町内全域
⑰妊婦等包括相談支援事業	【新規】町内全域
⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	【新規】町内全域
⑲産後ケア事業	【新規】町内全域

第4節 教育・保育施設の充実

町内の幼児教育・保育施設について、計画期間内の「量の見込み」及び「確保の方策」を設定します。なお、不足が生じている認定については、広域的な連携により受け皿を確保しており、確保の方策に町外施設及び企業主導型保育施設を含めておりません。

(1) 1号認定（3～5歳）

利用者数は、年々減少し、令和11年度（2029）には97人と100人を下回ることが見込まれます。また、計画期間において必要定員数を確保できる状況となっています。

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	181	159	135	116	97
②確保の方策	264	264	264	264	264
幼稚園・認定こども園	264	264	264	264	264
過不足（②－①）	83	105	129	148	167

(2) 2号認定（3～5歳）

利用者数は、400人台で推移し、令和11年度（2029）には402人となることを見込まれます。また、令和7年度（2025）は不足が生じているものの、広域的な連携により必要定員数を確保できる状況となっています。

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	422	410	404	410	402
②確保の方策	418	418	418	418	418
保育所・認定こども園	418	418	418	418	418
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	-4	8	14	8	16

(3) 3号認定（0歳）

利用者数は、年々増加し、令和11年度（2029）には53人となることを見込まれます。また、計画期間において必要定員数を確保できる状況となっています。

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	48	49	50	52	53
②確保の方策	86	86	86	86	86
保育所・認定こども園	78	78	78	78	78
地域型保育施設	8	8	8	8	8
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	38	37	36	34	33

(4) 3号認定（1歳）

利用者数は、年々増加し、令和11年度（2029）には156人となることを見込まれます。

また、計画期間において不足が生じているものの、保護者のニーズ等を把握し、広域的な連携も含めた提供体制の確保を図ります。必要によっては量の見込みの見直しを行います。

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	130	136	142	150	156
②確保の方策	109	109	109	109	109
保育所・認定こども園	96	96	96	96	96
地域型保育施設	13	13	13	13	13
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	-21	-27	-33	-41	-47

(5) 3号認定（2歳）

利用者数は、120～130人台で推移し、令和11年度（2029）には139人となることを見込まれます。

また、計画期間において不足が生じているものの、保護者のニーズ等を把握し、広域的な連携も含めた提供体制の確保を図ります。必要によっては量の見込みの見直しを行います。

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	134	126	130	134	139
②確保の方策	123	123	123	123	123
保育所・認定こども園	108	108	108	108	108
地域型保育施設	15	15	15	15	15
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	-11	-3	-7	-11	-16

第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行っていきます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、県との間で適切に情報共有を行い、連携を図りながら実施していきます。

第6節 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業について、計画期間内の「量の見込み」及び「確保の方策」を設定します。

(1) 利用者支援事業

【概要】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：か所

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の方策	1	1	1	1	1
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

こども家庭センターを設置し、子どもやその保護者、または妊娠している方に対して必要な支援を実施します。

(2) 延長保育事業

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人、か所

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	279	297	319	351	375
②確保の方策	279	297	319	351	375
実施か所数	6	6	6	6	6
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

現状の提供体制でニーズに対応できると考えられますが、今後の需要の伸びを注視し、提供体制の確保に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【概要】

保護者の就労等により、昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

全域

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	462	474	477	471	491
1年生	137	148	142	131	146
2年生	112	107	112	105	96
3年生	109	107	104	114	108
4年生	88	94	98	100	115
5年生	14	15	18	18	22
6年生	2	3	3	3	4
②確保の方策	605	605	605	605	605
過不足 (②-①)	143	131	128	134	114

吉岡小学校区

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	231	244	253	254	269
1年生	73	84	83	77	93
2年生	62	60	65	65	57
3年生	59	60	60	68	67
4年生	37	40	45	44	52
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
②確保の方策	255	255	255	255	255
過不足 (②-①)	24	11	2	1	-14

宮床小学校区

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	23	22	22	20	23
1年生	4	2	2	2	2
2年生	4	4	2	2	3
3年生	6	4	3	3	2
4年生	4	7	6	7	7
5年生	5	5	9	6	9
6年生	0	0	0	0	0
②確保の方策	40	40	40	40	40
過不足 (②-①)	17	18	18	20	17

吉田小学校区

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	12	9	8	9	10
1年生	2	2	1	1	1
2年生	4	3	3	2	3
3年生	0	1	1	1	0
4年生	2	1	2	2	2
5年生	4	2	1	3	4
6年生	0	0	0	0	0
②確保の方策	40	40	40	40	40
過不足 (②-①)	28	31	32	31	30

鶴巣小学校区

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	15	19	18	20	21
1年生	3	3	3	4	5
2年生	3	4	4	5	4
3年生	3	3	2	2	3
4年生	1	1	1	1	1
5年生	3	5	5	5	5
6年生	2	3	3	3	3
②確保の方策	40	40	40	40	40
過不足 (②-①)	25	21	22	20	19

落合小学校区

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	11	12	12	13	17
1年生	3	4	3	3	4
2年生	2	2	2	2	2
3年生	2	2	2	2	3
4年生	2	1	2	2	3
5年生	2	3	3	4	4
6年生	0	0	0	0	1
②確保の方策	40	40	40	40	40
過不足 (②-①)	29	28	28	27	23

小野小学校区

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	170	168	164	155	151
1年生	52	53	50	44	41
2年生	37	34	36	29	27
3年生	39	37	36	38	33
4年生	42	44	42	44	50
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
②確保の方策	190	190	190	190	190
過不足 (②-①)	20	22	26	35	39

【今後の方向性】

現在、9か所にて放課後児童クラブを実施しています。

今後も各小学校区のニーズを把握して事業を実施していきます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	24	23	23	23	23
②確保の方策	24	23	23	23	23
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

利用実績の推移やニーズの把握、精査に努め、対象範囲や委託先等の検討を進めていきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

保健師または訪問指導員が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	177	174	173	172	171
②確保の方策	177	174	173	172	171
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

町内の乳児がいる全ての家庭に対して、今後も訪問事業を継続して実施していきます。

(6) 養育支援訪問事業

【概要】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	15	14	14	13	12
②確保の方策	15	14	14	13	12
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

今後も、養育支援が必要な家庭を把握し、関係機関と連携して取り組みます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日、か所

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	6,984	7,622	8,253	8,767	9,309
②確保の方策	6,984	7,622	8,253	8,767	9,309
実施か所数	3	3	3	3	3
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

現在、児童支援センター及び認定こども園で実施しています。今後も、子育てに関する相談や情報の提供等を行います。

(8) 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に、認定こども園、保育所で、一時的に預かり必要な保護を行う事業です。

①認定こども園における在園児対象型

【量の見込みと確保方策】

単位：人日、か所

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	5,622	5,185	4,740	4,424	3,910
②確保の方策	5,622	5,185	4,740	4,424	3,910
実施か所	5	5	5	5	5
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

現在、在園児を対象に5か所の認定こども園で一時預かりを実施しています。

今後も、保護者が預かりを必要になった際に対応できるよう、事業を実施していきます。

②認定こども園在園児対象型以外

【量の見込みと確保方策】

単位：人日、か所

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	748	708	682	672	651
②確保の方策	748	708	682	672	651
実施か所	4	4	4	4	4
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

現在、施設の在園児以外を対象に1か所の認可保育所と3か所の認定こども園で一時預かりを実施しています。

今後も、保護者が預かりを必要になった際に対応できるよう、事業を実施していきます。

(9) 病児保育事業

【概要】

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	88	88	88	89	89
病児型	24	23	22	21	20
病後児型	64	65	66	68	69
②確保の方策	104	103	102	101	100
病児型	24	23	22	21	20
病後児型	80	80	80	80	80
過不足 (②-①)	16	15	14	12	11

【今後の方向性】

利用実績の推移やニーズの把握、精査に努め、対象範囲や委託先等の検討を進めていきます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【今後の方向性】

現在、町内ではファミリー・サポート・センター事業を実施していません。

第3期計画期間中及び次期計画策定時において、ニーズの把握に努め事業の実施について検討します。

(11) 妊婦健康診査事業

【概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。妊婦の届出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【量の見込みと確保方策】

単位：人回

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	2,478	2,436	2,422	2,408	2,394
②確保の方策	2,478	2,436	2,422	2,408	2,394
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

対象となる全ての妊婦に対して、妊婦健康診査14回分の費用を助成します。里帰りによる県外医療機関などでの受診や助産所など、契約外機関で受診される方についても同様に助成します。

また、双子など多胎妊婦の方は、さらに追加6回(妊娠期最大20回)の助成券利用が可能です。

(12) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【概要】

多様な事業者の新規参入の支援や、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【今後の方向性】

今後も、該当する事業者に対して支援を実施していきます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

保護者の所得状況等を勘案して、保護者が特定教育・保育施設へ支払う副食材料等の実費徴収費用について補助する事業です。

【今後の方向性】

今後も、国等の動向を勘案しながら、実費徴収に係る補足給付事業を実施していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業 **新規事業**

【概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【今後の方向性】

新規事業のため、本計画において利用者数等の見込みの算出は行わないものの、支援の必要性のある家庭を把握した際は必要な対応を行います。

(15) 児童育成支援拠点事業 **新規事業**

【概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成やサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【今後の方向性】

新規事業のため、本計画において利用者数等の見込みの算出は行わないものの、支援の必要性のある児童を把握した際は必要な対応を行います。

(16) 親子関係形成支援事業 **新規事業**

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

【今後の方向性】

新規事業のため、本計画において利用者数等の見込みの算出は行わないものの、支援の必要性のある児童やその保護者を把握した際は必要な対応を行います。

(17) 妊婦等包括相談支援事業 **新規事業**

【概要】

妊婦・その配偶者等に対して、面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談（伴走型相談支援）、その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人回

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	531	522	519	516	513
②確保の方策	531	522	519	516	513
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、妊婦やその配偶者が安心して出産・子育てができるよう事業を実施していきます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） **新規事業**

【概要】

保育所に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談並びに子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

※令和8年度（2026）以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	0	13	12	11	10
0歳児	0	7	7	7	7
1歳児	0	3	2	2	1
2歳児	0	3	3	2	2
②確保の方策	0	13	12	11	10
0歳児	0	7	7	7	7
1歳児	0	3	2	2	1
2歳児	0	3	3	2	2
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

令和8年度（2026）から事業を開始します。未就園児に適切な遊びや生活の場を提供し、子育て家庭の多様化した働き方を支援できるよう受け入れ体制の確保に努めながら事業を実施していきます。

(19) 産後ケア事業 **新規事業** — 令和4年(2022)6月から施策として町で実施しています。

【概要】

出産直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	21	21	22	22	22
宿泊型	3	3	3	3	3
デイサービス型	18	18	19	19	19
②確保の方策	21	21	22	22	22
宿泊型	3	3	3	3	3
デイサービス型	18	18	19	19	19
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

医療機関や助産院にて、身体的・精神的なケアを行い、産後も安心して子育てができるよう事業を実施していきます。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

(1) 庁内各部署の連携強化

本計画は、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲に関連するため、庁内の各部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や住民との連携

計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する各種団体等の連携、そして、地域の方々の協力や参加が必要です。そのため、住民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、町と各種団体、地域住民との連携を図ります。

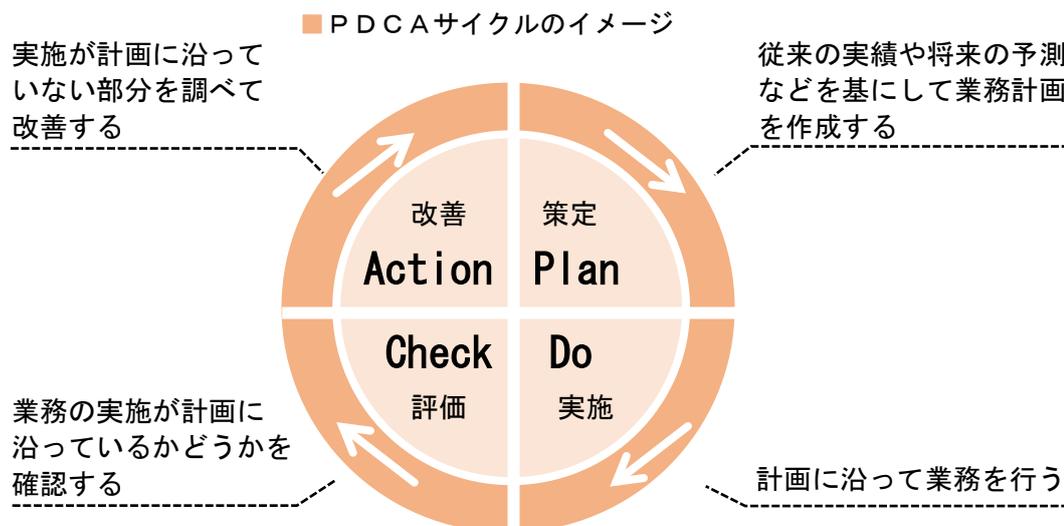
(3) 国や県との連携

子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも密接な連携を図りながら計画の推進に努めます。

第2節 計画の進捗管理・評価

本計画に基づく取り組みの実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に施策の進行状況について把握するとともに、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。



資料編

1 策定経過

開催日時	検討内容等
令和6年3月14日	令和5年度 第1回大和町子ども・子育て会議 報告事項 (1) 第2期大和町子ども・子育て支援事業計画の推移について 協議事項 (1) 第3期大和町子ども・子育て支援事業計画について
令和6年4月15日 ～5月10日	「第3期大和町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施 ・未就学児（0～5歳）の保護者アンケート 配付：863票 回収：596票 回収率：69.1% ・小学生（6～11歳）の保護者アンケート 配付：1,137票 回収：819票 回収率：72.0%
令和6年7月26日	令和6年度 第1回大和町子ども・子育て会議 (1) 第3期大和町子ども・子育て支援事業計画について (2) その他
令和6年10月24日	令和6年度 第2回大和町子ども・子育て会議 (1) 第3期大和町子ども・子育て支援事業計画の素案について (2) 子ども・子育て支援事業の量の見込みについて (3) その他
令和6年12月25日 ～令和7年1月24日	第3期大和町子ども・子育て支援事業計画策定に係る意見募集 （パブリックコメント）実施
令和7年2月27日	令和6年度 第3回大和町子ども・子育て会議 (1) パブリックコメント（意見募集）の結果について (2) 第3期大和町子ども・子育て支援事業計画最終案について (3) 第3期大和町子ども・子育て支援事業計画概要版（案）について (4) その他

2 大和町子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 10 日

大和町条例第 1 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 72 条第 1 項及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号。以下「基本法」という。）第 13 条第 3 項の規定に基づき、大和町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、支援法及び基本法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子ども・子育て会議は、支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務並びに基本法第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画の策定、変更及び推進に関する事務その他こども施策の推進に関する事務を処理する。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) こどもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援又はこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援又はこどもの貧困の解消に向けた対策に関し学識経験のある者
- (6) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会長は、子ども・子育て会議の会議を招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども家庭課において処理する。

(令 4 条例 30・一部改正)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年大和町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（令和 4 年 12 月 28 日大和町条例第 30 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 12 日大和町条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 大和町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和8年3月31日

区分	役職名等	氏名	所属機関名	備考
子どもの保護者	会長	内田 美樹	大和町PTA連合会	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	保護者	中里 敦子	小野小学校	
事業主の代表者	園長	鈴木 隆一	社会福祉法人まほろば (事業所内保育事業施設)	
労働者の代表者	支部長	高橋 栄子	くろかわ商工会女性部 大和支部	
事業の従事者	園長	遠藤 弥一郎	学校法人たちばな学園 みやの森こども園	会長
	園長	佐々木 まきえ	社会福祉法人宮城愛育会 杜の丘保育園	
	園長	工藤 史	社会福祉法人柏松会 大和すぎのこども園	
	会員	佐々木 裕美	子育てサロンきらきら	
学識経験者	会長	安藤 真由美	大和町校長会 (吉岡小学校)	R6. 10. 1～ R8. 3. 31
	会長	鈴木 弘美	大和町子ども会育成連合会	
	会長	鈴木 由子	大和町地域活動連絡協議会 (吉岡児童館 ひだまりクラブ)	副会長
	主任児童委員	安海 啓子	大和町民生委員児童委員協議会	
	委員	木皿 田鶴子	大和町教育委員会	
	議長職務代理者	荒木 淳子	大和町社会教育委員会	
行政機関	課長	早坂 基	福祉課	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	課長	大友 徹	健康推進課	
	課長	青木 朋	教育総務課	R6. 4. 1～ R8. 3. 31
	課長	小野 政則	子ども家庭課	R6. 4. 1～ R8. 3. 31

4 用語解説

【あ行】

アセスメント

対象を客観的に評価・分析すること。

【か行】

核家族

親とその子どもたちだけで構成される家族の形態。

確保の方策

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み（ニーズ量）」に対する提供体制の確保の内容。

家庭的保育

児童福祉法に基づいて 市区町村 が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

企業主導型保育施設

企業が従業員の子どもの預ける場所として運営している認可外保育施設。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

子ども家庭支援員

子どもや家庭に関する悩みや問題を抱える相談者に対応し、問題解決に向けた適切な助言や指導を行う役割を担う。

こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

【さ行】

事業所内保育

企業が主体となって運営する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育すること。

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

施設型給付

幼稚園や保育所、認定こども園などの保育施設に共通して給付すること。

児童発達支援センター

障がいのある未就学児の子どもが通所する施設で、日常生活や集団生活に必要なスキルや機能訓練の提供を行う。

小規模保育

0歳～2歳までの子どもを少人数（定員6人～19人以下）で預かる保育のこと。

スクールカウンセラー

学校に配属され、児童生徒や教師の心のケアをする心理の専門家。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

地域型保育給付

小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育などの規模が小さい保育施設に給付すること。

特定教育・保育施設

施設型給付を受けるために市町村から「確認」が行われた施設（幼稚園や保育所、認定こども園）のこと。

特定妊婦

出産後の養育について出産前において、専門的な支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

パブリックコメント

行政機関が計画や条例など策定する際に、事前に一般から意見を求める制度。

放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。文部科学省が所管している。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法22条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

ロールプレイ

実際の場면을想定し、自分の役割を演じて学ぶ方法。

【数字／英字】

1号認定

子ども・子育て支援新制度における区分で、3歳以上の小学校就学前で、幼稚園や認定こども園で教育を受ける児童。

2号認定

子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳以上の小学校就学前で、保育を必要とする児童。

3号認定

子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳未満の保育を必要とする児童。

第3期大和町子ども・子育て支援事業計画

発行：令和7年3月

発行者：大和町 子ども家庭課

〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

TEL (022) 345-7503 FAX (022) 345-7240



大和町

